

わゆる不経済な二重投資であるばかりであります。これがために過当競争の原因となることによりまして、日本綿業の健全なる発達を妨げておるわけであります。

それから二番目に、過剰設備の国際的影響について申し上げたいと思いまして、申しあげたいと思います。これを国際的に見ますならば、設備過剰によって引き起される過当競争は、とかく対外的な安売りを招きまして、国際的非難を受ける原因となるわけであります。これは本年一月以降、政府の協力のもとに多くの犠牲を払つて実施しておりますところの対米綿製品輸出調整措置を初め、われわれが綿製品貿易の面において常に内外に声明しております国際協調の精神にも反するおそれがあります。しかも戦後におけるわが国の綿紡績設備の増大につきましては、英國を始め世界各国の注目するところであります。一九五〇年に開かれました日米英の綿業会談におきましても、英國の代表が日本における紡績設備の復興問題は、国内消費の水準とか、それから一定時における綿糸の海外市場流れ行きの事情とか、または日本が必要とする原綿買付資金が得られるかどうかという、互いに相関連する三つの条件を勘案して、その重要性を指摘しておるようなわざいが、そのほかの方法によれば、必ず不均衡な状態が起るであろうと申しまして、さきに述べました需給の重要性を指摘しておるようなわざであります。わが国の綿紡績設備はすでに一九五〇年六月の四百万錘の制限撤廃以後、特に一九五一年には二百萬錘、五二年には百十萬錘という大幅の増加を示しまして、その後増加を続

けて、本年三月末には先ほど申しましたような八百二十五万錘に達したのであります。

それから三番目に、過剰設備の国際的影響について申し上げたいと思いまして、申しあげたいと思います。

それから第三番目に、各國綿業の動向を簡単に申し述べて御参考に供いた

いと思うのであります。過剰生産力調整の問題は、自由企業を建前とする限り、もとより多くの困難を伴うもの

であります。このような傾向はひと

り日本綿業においてばかりではなく

、世界綿業においてばかりではなく

、過剰設備の処理問題を計画し、検討中といわれておるようなわけであります。

以上によつて明らかなるごとくに、日本綿業における過剰生産力調整の問題は、単なる綿業の縮小や後退を意味するものではなく、局面を開拓し、安定を通じて健全なる発展を遂げるた

めの一つのステップとするところに重

大なる意義があるのであります。世界の綿業

の動向をあわせ考へるならば、

政治的理由によりまして、国内市場の保護策及び植民地市場の確保策の望みを断られた西欧諸国綿業が、自力更生

化しておるようなことは、われわれと

ともに言えると思うのであります。

第四番目に、織維工業設備臨時措置法について申し上げますと、これは

どうしても早急な成立が必要だと私は

考へております。本法案はまだ不十分

な点もあると思うのであります。もし

その成立がいたずらに遅延すると

いうことになりますれば、当初の目的

を達成しがたいのみならず、かえつて

この法律ができるを見越して設備

増加を行なつた者が得をし、設備の過

度の増設を差し控えた者が損をする

たよう弊害のみ残すこととなるのであ

りますから、若干の不備はとにかくと

かと考えておるようなわけであり

ます。

○袁参考人 私はただいま御紹介いたしました袁貞治でございます。

実は綿糸連合会といたしましては

いまたが、どうしてもやむを得ない用件がございまして、一昨日私に代理として出るようになつて、私が

本日出席をしたわけでございます。

連合会の理事をやつております。

うして愛知県の西三河の三州織物工業

協同組合の理事長をやつております

て、東海六県並びに愛知県の織物組合のお世話をさせていただいておるもの

でございます。

業界の運営委員会によつて、操短が実施せられておりまし、特にアルサス地方の多くの工場では、アルサス綿業

産力の調整を行うことによりまして、わが綿紡績設備が無制限に増大する

ものでないことを、従つてまたいたずらに安売りによつて国際的協調を乱す

ます。イタリアでは三〇%の操短が計画されておる。またこのほか国際綿及び関連産業連合会でも全歐州的規模で

過剰設備の処理問題を計画し、検討中といわれておるようなわけであります。

以上によつて明らかなるごとくに、日本綿業においてばかりではなく

、世界綿業においてばかりではなく

、過剰設備の処理問題を計画し、検討中といわれておるようなわけであります。

次に、本法案が施行されますならば、紡機メーカーとしての非常な大きさ

な影響があると考へるのであります。立が紡機メーカーに打撃を与えるおそ

れがあるとする向きもあるようでありて、本法案が設備規制や過剰設備処理

を内容としておりますために、その成

程が紡機メーカーとしての非常な大きさ

な影響があると考へるのであります。立が紡機メーカーに打撃を与えるおそ

れがあるとする向きもあるようでありて、本法案が設備規制や過剰設備処理

<p

情が非常に困つておるという御点から、また今後これを育成強化するという立場で議会並びに政府の御担当者がいろいろな観点からわれわれのための御配慮、御商配をいたしましたことをまずこの席上から厚く御礼を申し上げます。

から専業者の大体の状態と希望を簡単に述べさせていただきたいと思います。

現在私たちの関係しておりまする業界で、紡スフ織物機として登録されおり、紡機台数は、力紡機、それから小幅織機あるいは足踏み織機等を含めまして、最近で、大体の数字でござりますが、四十三万台になつておるわけであります。そのうちで紡績関係が現在大体八万台というように考えておられます。この数字の変遷につきまして、四十三万台のうちで紡績の大体の八万台を除きました三十五万台の紡機をば全国で一万七千軒の工場がやつております。力紡機並びに小幅度、足踏みというような設備を入れて平均二十台のきわめて零細な業者の集団であるということをまず御承知を願いたいと思うのでございます。私たちが織物業者の組合長といいたしまして、いろいろ組合を指導して参りまして感じますことは、先ほども原さんからお話をありました、結果的に見て設備過剰による経営の困難という問題と、それから設備が考査化しておるという問題、それともう一つ、根本的に大事なことは、これは中小企業者の宿命と申し立つか、正しいベースに乗つた経

営をやり得ずにせつない経営をしておる、しかもそれが協同歩調で立ち止まることができない、こういう状態がならみまして、今日の設備の過剰にならざるといふに考えて、その大体昭和九年から十二年までの、あの日本の好況時代の織物の生産高並びに紡績の綫数、それから織機総台数が、その後、戦争前後を通じましてだんだん減って参りました。また昭和二十一年から三十年にわたりまして、特に化織方面的進出も多く伸びておりますが、生産高と紡績の台数におきましては、生産の綫数の減った割合と、それから紡機が減った割合は、ほぼ同じで、もうな歩調で減少しておるのでございまます。しかしながら織機の面について考えますと、先ほど申し上げました昭和九年から十二年までは大体一切の織機を含めまして三十五万台のものが、現在約四十三万台、こういう数字になっております。もちろん紡績の方は、当時九万九千台のものが現在大体八万台というよう同じような歩調で減っておりますが、専業者の方は不幸にして九年から十二年までに二十九万一千台のものが、今日三十五万台を持っておる、こういうような実情でございます。なぜこういうふうに台数が伸びてきましたのかということを私たちが静かに綱業者の立場からして反省して参りましたと、先ほども申し上げました通り、中小企業者は大体零細企業者が多いのでございまして、大きな資本を持つて、そうして十分に経済力を持つて、ほんとうの自由の立場から経済というもの運営を合理的に推進していくと、いう力がないのでございます。お互いに共食いをして、そうして安堵り競争という

質の悪いものを作つても出さなければやむを得ず時間延長までやつて、そうしてまたあるのは出来、出ヤードというようなものに経営を依存する、最悪の場合は多少書類場といふものはそういうようなせつめ的な考え方で、正しい經營に立ち戻らうという意欲といいますか團結といひものができるのでござります。それが決して好ましい姿でなかつたのでありまするが、人が三十台で五時間でやれば、自分のところは四十台に伸ばす、そうしてわざかな工費をそこにとりまして、しかもそれは經營学上の立場から、これでは宗金に出血受注なんどござりますが、そういうことをやむを得ずやるもしかたないならばかに仕事が持つていかれるというような意味で、共同戦線を張つて立ち上るということができないのが現在の中小企業者の立場でござります。こういった関係から、勢いわれの事業者が現在輸出関係で織つておりまする全体の量は輸出の約六割を占めておるのでござりますが、そういうのもあるいはそういう事情に一つの原因があるのではないか、こういふふうに私は考えておるのでござります。いつもいろいろな内面的な問題から、いわゆるソーシャル・ダンピングのそりもあるいはそういう事情に一つの原因があるのではないか、こういふふうに考えておるのでござります。いつですか外国の本の翻訳物を読んだときに、英國のある紡織関係の人が、この日本の紡織工業の監路は中小企業者にあるのだ、それは設備が老朽であつたですとか外國の本の翻訳物を読んだときに、英國のある紡織関係の人が、

る、そういうために安売りと粗悪品を作るのはそこに原因があるのだといふことを書いたものも読んだことがあります。たのであります、まさにそういう立派な業者には、そのままにそのう態でありまして、設備の更新をはかるためには、たとい老朽織機でも、それをやして、せつな的なかせきでそのままを暮らしていくというのがわれわれの現在の状況でございます。そういう意味で私たちといたしましては、何とかこの苦境をば打開しなければいけない。それにはわれわれが立ち上つて、この業者を正しい経営の姿に直すと、そうして公正な時間の中で公正な工費をかち得るようにするにはどうたらいいかというところでいろいろ議論して参ってきておるのでございます。しかしながら現在のいろいろな法律の建前上、強制ということはいろいろ法違反とかむずかしいことがありますから、自由ということが強く尊重されておるのであります。私たちは組合を中心としておる者の立場から考えますと、非常に浅学であり微力のためだとは田導しておるが、中小企業者にはいわゆる普通に考え方される自由というようなものは決してその業者を立ち直らせるところにならないのです。自由とかいういろいろなものはやはり経済力があつて力のある者がやれることなんではありませんて、力のない弱い業者はどうしてその自由のために放任状態に陥るというの。しかしそれは一方的な官僚的立場でやつてもらつては困る。業界には、やはりある程度法的に強制力があるためには、やはりある程度法的に強制力を持つてもらわなければ實際はできないのだ。しかしそれは一方的な官僚的な主觀でやつてもらつては困る。業界

の意見をやはり十分に聞いて、そこに意見が一致したならば、かりに法律で強制ができないような場合には、強力な行政指導をしてくれ、うしろだてになつてくれ、そうしなければ中小企業者というものは正しい方向に向うことのできないのだということを申上げておるわけでござります。昨年來いろいろな見地から検討いたしまして、私たちは現在組合員を指導して、同一歩調で正しい經營の姿に展していくという努力はしております。また設備の近代化に対します努力をしておりますが、しかしこれは非常な困苦とし努力が要る問題でございまして、一朝一夕にして効果を期待することはできぬのでござります。かかる見地から昨年われわれの意向も政府でおくみとりくだいまして、織維産業の総合対策審議会をお譲り下さいます。私も當時紡工連の関係で、紡績さんの方と一緒に過剰設備の処理という問題について其回委員会の委員としていろいろ運動して参ったのでござりますが、幸いに各方面的御了解を得まして、本年の二月にこの審議会の総会決定事項といたしまして、広幅織機で六万九千台、小幅織機で四万七千台、合計一十六千台が昭和三十五年度を目指しての織維需給の見通しから見て、この程度は過剰であるという結論をいただきまして、これが買い上げあるいは強く感謝しておるわけでござります。しかしながらこの買い上げの問題にないのでござりますが、やはり私たちはこの織機過剰をどうするかというと、紡工連といたしましてはどううきに、紡工連といつてもはどうう

ても零細工場でやるのであるから、この過剰設備をば買い上げるために何とか法律に根拠を置いて、そうして法律の力でこれを買い上げるようにしていただきたいということを切にお願いしたわけでございます。英國の話を申し上げて恐縮であります、英國も以前提過剰設備のために非常な苦慮をされたときに、やはり国をあげて法律によって設備の制限、要するに買い上げとか廃棄というその処理問題を法律によってやったということを聞いております。戦争のためにこの問題がある程度徹底を欠いたために、現在英國が同じような状態で苦しんでおるということを聞いておるのであります、特にこのわれわれ織り布部門のように、中小業者が大多数を占めております分野においては、どうしても法律の力によつてある程度強制的にこれを処理していくだくことが、ほんとうに慈悲のこもつた愛のある行政である、こういうふうに私は考へるのでございます。

業界あげて、これを望んでおるのあります。しかしながら個々の業者にお会いいたしますと強制でなければだめなんだ、自由でやられたら正直者はばかりを見るのだからできないのだ、こういうような思想が強いのであります。そうして設備が過剰であってこれを処理するということに対して反対するものがないのでございます。ただそれが自由に取り扱われる、自由な意思によってというような言葉のために、それが何となくあいまいとしている点に業者としては非常な不安を持っておるわけでございまして、強制的にやつてもらいたいというのはわれわれ織物業者の一般的の声でございます。その建前からいたしまして、私は今度の法案に対しましては、われわれの連合会の規定あるいは調整組合の規定に、生産調整規定と同じように、設備の処理規定を設けていただきまして、過剰設備の処理が行えるようにしていただきたい。また必要に応じましては、この設備の処理規定に対し、中小企業安定法第二十九条のような大臣命令が出るよう本案を修正していただきたいということを、強くお願ひするわけでございます。織機の処理の問題につきましては、以上のように私は要望いたしました。

か、オランダ、ベルギーあるいは英國のような、所得の高い国の日本に対する要求品は、高級品でございます。この大勢といふものは、絶対に将来の見通しとしてわれわれは関心を払わなければならぬのでございまして、業界といたしましても、従来のあの生産拡張一本やりの考え方から、質の向上へ強く転換しようという意欲が、ほうはいとして起つておるのでござります。愛知県におきましても、この方針のもとに、昨年すでにかなりの織機の計画をやつたのでありまするが、ことしはこれを個々の組合あるいは業者の意欲にまかせずに、愛知県全体をあげて一つの近代化促進委員会というものをを成したわけでございます。そしてこれに基きまして、五ヵ年計画を立てたわけでございます。もちろんこれは單なる思いつきではございません。ことしの一月の初めから四月の終りまでにわたりまして、通産局並びに愛知県の商工部の関係官と業界組合長が寄りまして、數十回の会合をしてりっぱな成案に達したものでござります。近々のうちにこの成案ができまして、これは中小企業庁並びに織維局の方に補助金等のお願いで陳情するつもりでござります。非常な真摯な努力で、愛知県におきましては、大体五ヵ年計画で一万一千台という計画を立てたわけであります。

力がきわめて小さいでございまして、愛知県においては連合会長の野崎さん等に顧問になつていただきまして、この問題がりつぱに遂行できるよう、段取りをしておるわけでございます。そういう意味におきまして、このわれわれの過剰設備の処理に対しましては、法的な根拠を強く打ち出していただきたいということ、今度の近代化の問題に対しまして、政府並びに議会におきましては、できるだけの御援助を賜わりたいということを述べまして、私の公述にかえます。

○神田委員長 次に大西参考人にお願いいたします。

○大西参考人 私は日本織物染色同業会会長大西でございます。

まず染色加工業について本法を適用しなければならない理由を申し述べたいと存じますが、それには二つの理由がござります。一つは紡績部門並びに織布部門とのバランスの点であります。いま一つは染色加工業の合理化として、いま一つは染色加工業の合理化という観点から申し上げたいと存じます。

本法は纖維産業総合対策審議会において策定されました、纖維五ヵ年計画を推進するための裏づけとして立法されたものと考えられます。が、戦後纖維の増産計画は何回か立てられ実施されて参りましたが、とかく原料纖維の増産のみに力が注がれ、染色加工部門その他関連部門に対するところのバランスについては、十分な配慮が行われなかつたのであります。それがために原料纖維の増産は染色加工設備の単純なる増設を招くのみで、品質向上のための設備の改良またはそれらの導入等がこれに伴わなかつたばかりでなく、

原綿織物の供給量とのバランスをもたらして、現に相当の過剰設備を有しておるのであります。また染色加工の場合には、需要者の趣味嗜好との関係が特に密接にその加工内容に変化をもたらすものでありまするがゆえに、これが影響として設備的にかなり広範に陳腐化しておるということも事実でございます。

織維五ヵ年計画によりますと、昭和三十五年度までに綿その他の在来の天然繊維につきましては、大体横ばい、ないしは減産されることになっておりますので、今後單純な設備の増設は、いたずらに過剰設備に伴うところの受注競争を激化させばかりで、百害あって一利なしと言わざるを得ないのでござります。かような状態では合理化も不可能でありますから、本法の適用を受けて、単純な設備の新增設はこれを制限すべきであると考えるのでござります。

次に合理化につきましては、染色加工業の合理化は、特徴的に申しますと、品質の向上とコストの引き上げが並行的に行われなければならぬのでござります。すなわちここ数年来、英米両国を初め歐洲の織維工業国の染色加工技術は、長足の進歩を遂げておりますて、特に需要者の満足するようなものの、すなわち洗たくしても縮まないもの、あるいはしわのよらないというようなものなどが、それらの国内市場はたりしない堅牢度の高いものや、また洗たくをいたしましても縮まないものの、あるいはしわのよらないというようなものなどが、それらの海外市場はもちろん、海外市場においても大量に供給されておりまするが、このことは染料薬品の品質の向上と相ましまし

国の実情を見ましても、逐次自給自足の方向にありまして、染色加工設備も近代化されたものが設置され、その加工作度も向上しつつあるのであります。そこで、わが国の染色加工業が在来の染色方法を行なっていたのでは、遠からず海外の主要市場を喪失することは、火を見るよりも明らかなる事実でござります。すでに一部海外市場からわが国の織維品につきまして非難を寄せておるることは、御承知の通りであります。が、今日ではただ安いだけでは流れないのでありまして、むしろ多少高くとも品質のいいものが歓迎されるのであります。しかしながら在来の設備によつてこれらの問題を解決することは、きわめて困難な事情があります。また合成織維並びに酢酸織維の大幅な増産が見込まれておりますが、元来これらは織維の染色加工は、在来の織維よりはるかにむずかしいばかりでなく、在來の設備ではその品質を保ち、需要者の満足を得ることは困難であります。まして、合成織維並びに酢酸織維の増産とにらみ合せて、その加工に適した設備が設置される必要があるのであります。すでに過剰であるような設備の増産は、過当競争を激化させる要因となるばかりでなく、国家的にも大きな損失と言えるのであります。すでに過剰であると考えるのであります。かよくな意味におきましても、輸出振興の道であると考えるのであります。

第二に、織物幅出機を規制する理由

第二に、織物幅出機を規制する理由とその規制方法であります。染色加工設備は、加工する織物の種類とか、その織物を白く仕上げるか、無地染をするか、柄をつけるかなどによつても、使用する設備は一定でありませんし、また使用する染料薬品の種類によっても異なることがあります。まことに複雑なものであります。そこで漂白、染色、捺染などの基本的な加工工程に使用する設備も同時に規制する必要があると存しておりますが、すべての設備を一度に規制することはかえつて弊害を招くおそれがありますので、加工工程上大部分の織物が通る最終工程の織物幅出機のみを規制の対象にしたことは、適当な措置と考えられるのであります。また規制の方法につきましては、今後新增設を原則的に禁止して、合成纖維及び酢酸纖維の加工の用に供されるものだけについて新增設を認めようにして、既存設備につきましても、先ほど申し述べました品質の向上に役立つような改造あるいは入れかえに力を注ぎ、過剰設備は在来の織維の加工から合成纖維並びに酢酸纖維の加工に転換するよう指導して、業界全体の合理化がはかられるよう期待しておりますのであります。私ども染色業界は不安定な経営を続けて、塗炭の苦しみをしております。切に本法の成立を熱望いたす次第でございます。

すことにいたしま
の井田義重

三一七

題、また四月の初めにおきましては

種におきましては、小資本で經營でき
ますから、寺院には設備が直つて

○神田委員長 次に吉田参考人にお願いいたします。吉田初次郎君。

○吉田参考人 私は日本羊毛紡績会会長の吉田であります。

近年の織維工業の情勢にかんがみますと、して、長期的に見た総合的対策の必要性であることは、業界のつとに考えておるところであったのであります。政府におかれましても、昨年の夏に学識経験者並びに業界の代表によつて織維工業の総合対策審議会ができまして、諮問されたのであります。審議会におきましては、きわめて慎重に将来の需給の予想を立てまして、そのもとに必要ななる総合対策を検討いたしまして政府に答申したわけであります。法案はまだ提出されませんが、審議会の答申の骨子、趣旨を入れましてできたのであります。しかしながら他の産業との関係、ことに立法上の立場から非常に緩和されまして、織維工業の現状におきましては、この措置は必要最低の限度度だと思いますので、ぜひともこの法案の実現を希望する次第であります。つきましては、何ゆえにこれを希望するのかということにつきまして、少し御説明いたしたいと思います。

まず第一に、織維品は輸出における過当競争の排除が必要であることを感ずるのであります。しかししながら近年織維品の輸出の数が急増いたしまして、輸出産業の地位を占める重要な産業の一つであります。承知の通りのことでありまして、米国におきましてもダラー・グラウスの間の如きましては皆様すでに御承知の如くなつておることは皆様すでに御承知の通りのことでありまして、米国におきましてもダラー・グラウスの間

種におきましては、小資本で經營できませんために、好況時には設備が直ちに乱立し、設備過剰のために、たとえば紡毛、紡績のごときものは最近におきまして、継続的な不況に見舞われておるような状況であります。もちろんこれらは業種にありましては、すでに中小企業安定法に基きまして調整組合を設け、自主的に設備制限等を行い、あるいは同法に基きまして通商産業大臣の命令によって需給調整をはかつておりますが、これらの製品の種類別、個別的な需給調整では、各種の織維が競合的あるいは補完的な関係にありますので実効がはなはだむずかしく、どうしてもこれには根本的に織維産業全体の構造的の不均衡を是正するところの策が必要であると思うのであります。

織維産業全般にわたることは以上簡単にいたしまして、次に私の関係しますところの紡毛、羊毛工業の立場から簡単に公述していきたいと思います。

紡毛紡績につきましてはすでに触れておりますが、その設備は戦後、戦前の二倍になつておりまして、そのためにその不況を開拓すべく調整組合を結成して、自主的の調整に努力しております次第であります。一方梳毛紡績においては、設備は戦前の水準を少し上回っている程度で、比較的順調の経過をたどつておるのであります。その理由といたしましては、従来原料が割当制でありまして、昭和二十八年の十一月末の設備によって割り当てておる程度が低下しておるために、過剰設備の関係上、その後ほとんど増設が見られないわけであります。原毛の輸入が外貨制当の面で制約を受け、操業率もまた、その後ほとんど増設が見られ

問題が今まで現われてこなかったのあります。しかしに最近わが国の对外収支が好転いたしまして、貿易自由化への転向が明確化するにつれまして、一部梳毛設備の増設もすでに行われ始めたのであります。ことに貿易自由化の一環といたしまして、最近羊毛輸入に自動承認制、いわゆるAA制を採用しようという声が盛んであります。が、もしこのAA制が採用されると、今まで羊毛輸入が割当制を通して抑制されていたものがその抑えがなくなるために、その反動として輸入が急激に増加することが考えられます。この場合に設備の新增設が自由になつておれば、從来より羊毛輸入が抑制されていましたために、その反動として輸入が急激に増加することが考えられます。この場合に設備の新增設が自由になつておれば、從来より羊毛輸入が抑制され、それを多く抑えられてきたところの増設がこの際に急に激増して、一般羊毛の輸入が自由になればその輸入も急増いたしますから、毛製品の生産過剰に陥るおそれが多くあるわけであります。この意味におきまして、もしも貿易自由化の傾向になり、AA制が採用されるところの機会が近ければ近いために抑えられてきたところの増設がこの際に急に激増して、一般羊毛の輸入が自由になればその輸入も急増いたしますから、毛製品の生産過剰に陥るおそれが多くあるわけであります。この意味におきまして、もしも貿易自由化の傾向になり、AA制が採用されるところの機会が近ければ近いために抑えられてきたところの増設がこの際に急に激増して、一般羊毛の輸入が自由になればその輸入も急増いたしますから、毛製品の生産過剰に陥るおそれが多くあるわけであります。

以上簡単に織維工業設備臨時措置法案につきまして意見を述べましたが、織維産業は国民生活に不可欠な衣料としても非常に重要な地位を占めるようになりますので、かかる産業の正常な発展のために、本法案の早期実現を強く要望いたしました。私の説明を終ることにいたします。

○神田委員長 次に鈴木参考人にお願いいたします。鈴木重光君。

鈴木参考人 私は輸出者の立場から、本法案に対する意見を申し述べたいと思います。私は本法案の趣旨に賛成の意見を有するものであります。以下その理由及び見解につきまして、二、三紹介するところの意見を申し述べます。

まず第一に、本法案の趣旨は、織維製品の需給事情を勘案して、織維工業設備の増設、処理等に関する適正な規制を実施するという基礎を確立することにあるのであります。わが国の紡織業界といたしまして、次の二、三の理由によりまして毛製品のコスト合理化、近代化が盛んに呼ばれておりまして、老朽設備を近代的な設備に切りかえる向きが非常にふえてきました。これによりまして毛製品のコストを下げる、品質を向上するという動きが盛んになってきました。今後の毛紡績の行き方は、ただ単に設備備のふえることは業界によつておりましてその必要が痛感されるのでございます。まず第一に世界の紡織品貿易というものは、ここ数年来、年に五十数億ヤードの動きを毎年示しておるのであります。この間わが国の方の過剰になるということ、ただだんの老朽設備をできるだけ新式のものにかえていくことにあるのであります。いたずらに設備のふえることは業界の行き方に逆行するものであります。

第三に、輸出の状況を見ますと、どもの紡織品輸出業者の立場からこれに係る諸外国におきまして、従来も競争関係にある諸外国におきまして、価格の安い製品が一時に殺到した。しかも織維業は安からう悪からうであります。合成繊維による代替がだんだん行なわれて参りますので、量的に綿が伸張するということはあまり期待できませんのでござりますし、消費者の嗜好なりましたので、かかる産業の正常な発展のために、本法案の早期実現を強く要望いたしました。私の説明を終ることにいたします。

○神田委員長 次に鈴木参考人にお願いいたします。鈴木重光君。

鈴木参考人 私は輸出者の立場から、本法案に対する意見を申し述べたいと思います。私は本法案の趣旨に賛成の意見を有するものであります。以下その理由及び見解につきまして、二、三紹介するところの意見を申し述べます。

まず第一に、本法案の趣旨は、織維製品の需給事情を勘案して、織維工業設備の増設、処理等に関する適正な規制を実施するという基礎を確立することにあるのであります。わが国の紡織業界といたしまして、次の二、三の理由によりまして毛製品のコスト合理化、近代化が盛んに呼ばれておりまして、老朽設備を近代的な設備に切りかえる向きが非常にふえてきました。これによりまして毛製品のコストを下げる、品質を向上するという動きが盛んになってきました。今後の毛紡績の行き方は、ただ単に設備備のふえることは業界によつておりましてその必要が痛感されるのでございます。まず第一に世界の紡織品貿易というものは、ここ数年来、年に五十数億ヤードの動きを毎年示しておるのであります。この間わが国の方の過剰になるということ、ただだんの老朽設備をできるだけ新式のものにかえていくことにあるのであります。いたずらに設備のふえることは業界の行き方に逆行するものであります。

第三に、輸出の状況を見ますと、どもの紡織品輸出業者の立場からこれに係る諸外国におきまして、価格の安い製品が一時に殺到した。しかも織維業は安からう悪からうであります。合成繊維による代替がだんだん行なわれて参りますので、量的に綿が伸張するということはあまり期待できませんのでござりますし、消費者の嗜好なりましたので、かかる産業の正常な発展のために、本法案の早期実現を強く要望いたしました。私の説明を終ることにいたします。

○神田委員長 次に鈴木参考人にお願いいたします。鈴木重光君。

鈴木参考人 私は輸出者の立場から、本法案に対する意見を申し述べたいと思います。私は本法案の趣旨に賛成の意見を有するものであります。以下その理由及び見解につきまして、二、三紹介するところの意見を申し述べます。

輸出業者といったましても、こういった状態において、適正な労銀の期待ができるはずだと私は思いますし、また製造業者の方も、設備の代替と申しますが、新しいものと取りかえると、いうこと、あるいは海外への機械そのものの輸出等いろいろございますので、簡単にそれだけ触れておきたいと存ずるわけであります。

う法律が一日も早く実施に移されることを切に希望いたす次第でござい

簡単でありまするが、私の意見を開

陳いたした次第であります。

いいたします。前田栄雄君。

調整組合連合会理事長をしております

前田でございます。今度の総合工業設
備臨時措置法案につきましては、私ど

もの業界といたしましては一日もすみやかに法制化されますようお願い申し

上げる次第でござります。

ては、朝鮮動乱直後の暴落以来、長期
の不況に陥るが、ついで、十二月にこ

の不況は懐んでおりまして、それ故ために、原糸高製品安の状態が非常に長

く継ぎました。われわれはこれを一日もすみやかに克服したい、そして安定

した操業に持つていきたいということをいろいろ業界内で研究いたしました

結果、何としましても、この原糸の供給量と設備のあり高といふもののアン

バランス、つまり過剰設備ということ
が、つれづれ業界の持つておる最も大

が、本物の手の持つておる最も力
きなウイーク・ポイントである。これを

克服しなければいけないというので、
当時不況対策といたしまして、政府並

びに国会に対しましてこの過剰設備の処理につきまして、再三にわたりまして、しかも長期に陳情いたしたのでござりますが、当時の状態といたしましては、とうていこれを取り上げるような状況でない、憲法上いろいろの問題もあると、いうことから今日に至つたのであります。幸いに昭和二十七年にそういうふうなわれわれの業界の要望をいたしまして、中小企業安定法を制定していただきました。私どもはその法律によりまして、数量制限を自発的に行い、しかも一方におきましては議員各位の非常な御協力によりまして、二十九条の命令を発動させていただきました。それがために織機の新造設が制限され、これで今日までわれわれはやつて参ったような次第でございました。それでその法律に従いまして、われわれ紡入絹業界といたしましては、さつそく調整組合を作り、あるいは中央に連合会を作りまして、今日におきましては輸出向けの調整組合連合会の登録台数が全国で十三万八十二台、それから内地向けの紡入絹調整組合連合会の登録台数が十五万六千五百九十一台でございますが、両方合せまして二十八万六千六百七十三台という工合になつておりますが、当初心配いたしましたいわゆるアウトサイダーといふものも、輸出向けにおきましてはインサイダーが九八%、内地向けにおきましては九六%、ですからアウトサイダーはそれぞれ二%あるいは四%にすぎない。ほとんどこの調整組合の趣旨に賛同いたしまして、現在ほとんどがインサイダーとなつておるような状況でございます。しかしながら何といたしましても中小企業の寄り合いでございま

して、少しでも前途に光明を見出しあるいは好調のよくな状態が見えますと、すぐに織機をふやすといううのが從來のやりくりでございましたけれども、幸いに先ほど申しましたように、織機の新増設の制限がござりますので、新規にはふえません。けれども過剰設備をわれわれ業界で非常にたくさんかかえております関係上、操業が非常に不安定な状況にあることはいたしませんのでございます。昭和三十五年度を週期といたしましての原糸の需給状況からにらみ合せますと、われわれ絹人絹業界としては約六万数千台の過剰設備が三十五年度においてある。従つてそのうちの三万七千台を賣い上げの対象にいたしまして、何とかここ四年の計画でそれを整備いたしたいと、いうことを政府に向つても再三陳情しておつたような次第でござります。幸いに昨年の秋通産省におきまして纖維産業総合対策審議会をお作りになりまして、ここでの答申案によりまして現在纖維業界としての過剰設備を何とか処理しなければならないというふうな趣旨から本法案を御制定になり、今度ここで出すことに相なりましたことにつきましては、われわれ業界といたしましては一日もすみやかな法案の成立をこいねがつておるような次第でござります。

のものが中小企業である私どもの手で作られております。紡績のような大きな企業がわれわれにはございません。従つて昨年度においても絹、人絹が輸出において非常に大きなウエートを占めておりますが、その全部がわれわれの手で作られ、人絹織物の方で先ほど申しましたように四五%，絹織物に三五%の輸出を誇つておるのでございますが、残念ながらわれわれの方では弱小企業、零細企業であります関係上、その持つております設備は十五年の耐用命数を過ぎてしまつたような織機が大部分でございます。昭和十七年の戦力増強企業整備の規制におきまして、われわれ部門におきます鉄製織機はほとんど全部整理されました。そして残された半木製の老朽織機が今日現存しておりますのでございますが、先ほど申しましたように全国の絹、人絹の登録台数二十八万数千台のうち四〇%が耐用命数の十五年を経過したような織機でござります。従いまして今のような老朽織機で歐米の各国と世界の競争場裏において角逐し、しかも、十分に輸出品として競争力をを持つということは、われわれの現在の状況においてはその設備において非常にウエーク・ポイントがある。従つて先般來政府の方にお願い申し上げまして、ようやく一昨年来から若干の設備近代化資金が盛られまして、そして昨年からやや本格化いたしましたのでございますが、絹、人絹部門で昨年と一昨年とで設備近代化をやりまして、数字が四千五百、六十台でござります。そういうふうな状況で、二十八万台対四千台ではほとんど微弱なものでございますが、本年度におきましてもやや昨年度より多く近代化資金が

盛られましたことにつきましては、業界は非常に喜んでおるような次第でござりますが、今度この法案が通過したり多くの機械を近代化して、国際競争力を蓄積いたしたいというふうな気分でござるような次第でございます。ところが先ほど紹、スマの方からもお話をありましたように、われわれの業者団体というものは、何といたしましても中小企業の団体でありまして、大企業の集団のようになかなか計数的に、あるいは計画的に行き得ないのが悩みでございます。今度の法案によりまして、これほどどこまでも自発的な供出によって設備整理、処理をやっていくとありたいのは当然でございますが、ともすれば人が整備されて自分があとまで残りたいというのがわれわれ人間の最も弱点でございますが、それがわれわれ中小企業の団体においてはあからさまに出てくる状態でございまして、自由供出というふうな行き方においては、何といたしましても、その主張、主張、あるいはいいことは業界全部がわかつておつても、それは達成しにくいいというのが業界の実情でございますので、なるべくならば、この法案に政府のお力もお借りいたしまして、そして適正に業者が中心になり、政府のバック・アップによりまして処理が一日もすみやかに、また円滑に実施に移されるようになります。それでわれわれが輸出産業としてりっぱに一日も早く立ち上るように御措置を願いたい

と思うのであります。

なお最後にお願い申し上げたいことは、これは本法案とはちょっと離れるかもしれません、議員の各位に切にこの機会を利用してお願い申し上げたのであります。合成功業は、われわれの中小企業安定法の綿、スパンあるいは酢酸人絹と申します新興織維関係あるいは、國策織維として将来増産を計画するという面から、政府がこれを育成に力を入れられておることは当然でありますけれども、われわれの設備制限の対象からこれが除外されております。関係上、ともすれば綿、スパンあるいは絹、人絹の連中は、われわれはナイロンを織るのだからといえども、当然設備については制限を受けずに、自由に増設できるということになつております。そうしますれば、一方において本法案に準じまして綿スパン、綿、人絹が一万二千台くらいの整備を初年度においてやる。一方においてはナイロンを織るのだから、おれは織機増設は自由だということになりますと、政府の責重な国費でもつて整備をし、一方に無計画な増設ができるということがあります。まことに國に対し、政府に対しても思ひますので、これについての善後措置につきましては、先般來私どもは政府にもよくお願ひし、また関連業界とも話し合いを続けておるような次第でござります。

るという行き方は、私どもはとりたくないのです。しかしながら計画的にその増産のピッチに合せまして、織るのだということに藉口して、無計画な、無方針な増設をこの際抑制しなければこの穴が大きくなつて、せっかくの本案の趣旨も骨なしになるきらいがあるということをお願い申し上げまして、私どもも今後政府当局ともよく御相談申し上げるつもりでございますが、議員各位におかれましても、適当の御配慮を切にお願い申し上げる次第でございます。一日もすみやかに本案が通過いたしますよう最後にお願い申し上げます。

としてものみ込めないのです。またその次に申し上げたいことは、スマートにいたしましても、原材料を作る方は野放しにしておきながら、この設備制限の法案をお出しになることが私には納得がいきかねるのであります。しかしながらこの法案を、どうしても業界安定のために、しいて御通過をなさるようなお気持ならば、私どもはもう一つ、私どもの業界に対してはいかなる救済案があるかをお尋ねいたしたいと思うのであります。

由来、日本の機械産業にどれだけの保護政策がとられておるかを委員の方方に十分頭の中で思い出していただきたいと思うのであります。特に紡織機の事業につきまして今までどれだけの手を打つて私どもの事業の促進、と申しますよりも、紡機の研究等についてどれだけの政府の資金を出して私どもに御援助いただいたかを一つ御考慮いただきたいと思うのであります。ようやく二十九条発令の問題がありましてから、昨年初めて千二百五十万円の調査団の費用が、われわれに与えられた補助金の第一歩であります。しかもその研究の過程において、最近においてちらりほりと補助金の交付がある程度で、私どもが紡機、織機は歐米の産物に追随するべいかなる涙ぐましい研究をしておるかを御考慮いただきたいと思うのであります。かような状態で、二十九条発令によつて私どもが大きな打撃を受けたことは皆さん御存じの通りであります。われわれは国内における織機の

に、われわれは伸ばすためには輸出をやるよりいたし方がないと存じて、輸出に精進をして参つたのであります。しかしこの輸出に精進いたします上において、いかに二十九条で阻害されたかを十分思い出していただきたいと思うのであります。われわれは国内の注文は皆無になつたという意味におきまして、あらゆる海外からわれわれの織機に対しまして買いたたきを実行して参つたのであります。ようやく昨今三年目が四年目になつて今の設備改善について地方庁並びに政府等が非常にお力こぶを入れていただいて、ようやく軌道に乗つたといい、またそれがためにようやく輸出の受注につきましても適正な値段を取り戻しつつある現状であります。この上紡機も国内の需給が全くとまるという線からいたしまして、ようやく開拓いたしましたわれわれの紡機の輸出仕向け地に対する引き合いでの方針といたしましては、いよいよまた織機と同様に買いたたかれるのうき目にあります。こうした現状におきまして、私は本法案がなくとも、現に実際その織維産業が萎匱沈黙するならば、どなたが新しく新設をなさるか、もう一べん考え方直していくべきだと思います。そこには絶対に新規注文はないので、私どもは、長い間この注文がないために、どうして他の産業に變ろうかと考えて、日夜苦心したことと相当の期間にわたつておるのであります。この間にどうやら余喘を保ちながら、今日の状況を輸出によつてある程度カバーしつつある現状であります。特に昨年、一昨年は、紡織機の輸出が船舶、車両に次

ようになります。この間の事情を物語つておると存するのであります。こうした意味におきましても、今後国内の需給上、また設備上、過剰であることも私どもは十分納得いたしております。従つて、これ以上いたずらなる刺激を与えていただいて、私どもの輸出をとめるような法案に対しても、私どもは絶対に反対をいたしたいと思うのであります。

また、われわれが辛うじて飯を食わしていただくのは、この輸出産業以外にはもう望みがないのであります。特に先ほど來近代化について皆さんからお話をされました。私どもは非常にありがたいと存じて伺つておるのであります。特に先の近代化にいたしましても、先ほど来申しておられますように、絹、人絹にいたしましても、何万台に何千台というような少量なものでは、私ども多数の業者を抱えておりますものは、これではとうてい営業はやり通せないのであります。ここで一番心配をいたしますことは、今まで研究と創造に十分気持を使ってやつて参りました仕事をここで一擲しなければならぬということは、私どもはいかにしても残念でたまらないのであります。この法案に近代的なる条文がきわめて薄いといふことを十分御認識いただきたいと思うのであります。もし法案をたつて通すというお気持ならば、でき得るならこの中に、近代化に対する設備資金その他あつせん等を政府の強力な力をもって御推進していくだくということをつけ加えていただきかね限りは、決してこの法案は満足に運営ができる得ないのであるうと私は存ずるのであります。

かようには、一方的な一つの仕事に通産省では十分なる保護政策をおとりになるが、他の産業は顧みて知らないというような態度をとられますことは、私たちもとりましてはまことに遺憾千万と存ずるのであります。またわれわれの輸出にいたしましても、それぞれの担当の方々、お役所に向つていろいろなことをやりまして、今日までは非常に優遇されたる輸出の方式でやらしていただいておることに感謝を申し上げておりますが、この法案が通過いたしますれば、なお一そうこの輸出に對して何らかの手を打つていただきことを御考慮いただきなければ、お前たちはもう日本にはなくていひんだ、消えてなくなれというようなごあいさつのように私どもは受け取れるのであります。

またわれわれの事業にいたしましても、多数の協力工場を抱え、しかもその傘下には相当の労働者も抱えておるが、今まで二度ならず、三度ならず、人員整理とか、あるいはまたおかゆをとするような現状に追い込まれたこともたび重なっておるのであります。こうした問題が、われわれにとつては、自分の会社を維持する上により以上頭痛の種となつておるのであります。またこの紡織機の事業は戦前——私は昭和十六年から紡績から転職いたしまして、この事業に関係をいたしたのであります。が、この事業になりますと、とたんに戦争に突入して、このときは軍需産業に転向ができる望みがあつたのですが、今日こうしたことありますと、私どもは今後の転業については思い半ばに過ぎるものがあるのです。また振り回されるような法案になりますと、私どもは今後

ります。親会社はむろん申すに及ばず、協力工場とともに倒れて討ち死にをいたす以外の何ものもないといふうに私どもは考えているのであります。従つて今後心配をいたしますことは、年々歳々新鋭な機械が現われてゐる歐米に比べて、私どももそれに追いつくべく研究は先ほど申したように精進をいたして参りましたが、これで打ち切られるというような問題が起るとするならば、今後の繊維産業に対する新鋭な機械は全部海外に依存せざるを得ないような状況が実現するのではないかということを私どもは察じてゐる所以あります。

常に安いものが売れたことにより、日本側の自然規制に待つための問題が特有のこの織維法案を大きく浮び上らせておるといううわさも聞いておるのであります。しかし、どの商売もこの苦勞をしているときに、国内の受注が減ったために私どもが輸出に精進したあの苦勞を考へていただくならば、なおも苦勞の余地が多分にあるのではないかと考へておるが、設備近代化を目ざしているのだということをしばしば言われておりますが、設備近代化を言われるならば、その紡機並びに織機の耐用年数をまず第一に訂正していただくことを委嘱

のであります。
　なほいろいろ申し上げて泣き言を述べみたいと存するのであります。が、時間の関係で、以上を申し上げまして、この織維法案について御参考にならわしたいと存するのであります。
○神田委員長 次に、長瀬参考人に願いいたします。長瀬繁太郎君。
○長瀬参考人 関連産業を代表いたしまして、織維工業設備臨時措置法案が国会に提出され、設備制限と過剰設備の処理を强行するに当たりまして、私のこの委員会に本日参考人として公述する機会を与えられたことをまず感謝するのであります。
　以下私の所信の一端を披露いたしまして、委員会各先生方の参考に供したいと存するのであります。一昨年織機の設備制限の中小企業安定法三十九条が実施されまして、機械製造業が致命的な打撃をこうむったことはすでに十分御承知のことと存するのであります。今回またまた右の法律が制定せられまして、織維産業の安定のために広範な織維産業設備の制限を施行されますならば、織機械産業界、さらには私どもの関係しております関連産業のこころむる惨状は今さら申し上げるまでもないであります。織機械製造業は転業による産業界の混乱、先ほど石田参考人から申しましたような製作技術の進歩の阻止、織機械の輸出の阻害などは必ずしも問題であると思うのであります。

を來たし、一部業者の利益をいやが上にも助長いたしますが、一般大衆の生活が圧迫せらることはこれまた火を見るよりも明らかなのであります。先ほどどなたか、大西さんだたと思いますが、消費大衆には安価な良品を提供するということをおっしゃつたのでありますけれども、過去の実績の上から比較勘案いたしますと、その反対に独占企業が王座にあぐらをかいて、おそらく一般大衆は高い製品を買わされなければならぬ結果になることをおそれるのであります。産業界のうちにおきましても縮小閉鎖に伴つて失業者は続出し、今日紡織機に専業しております機械産業の従業員は約二十万であります。一昨年施行されました二十九条の法律発動による実例のペーセンテージから申しまして、おそらく十万の失業者が出来ることは必至だと信じて疑いません。かかる容易ならない社会的、經濟的悪影響を与える危険のある法案の提出は、一部織維業界の安定を念願するに急にして、わが國産業全体に対する認識の欠如によるものと想うのであります。要するに業界を擁護し、悪影響の防止をするために万全の策を確立しなければならぬと思います。ただ一部の利益のために百害の發生を顧みない弱肉強食のための改正は、友愛精神をスローガンとする鳩山内閣といたしましてははなはだ遺憾千万であると思います。もしそれが過剰設備でありますならば、それは不合理な國家権力による人為的措置によらずに終る憂いが多分に存するのであります。然の法則に立つて行うべきで、今日の設備制限はむろん大企業、大資本の安定に終る憂いが多分に存するのであります。

す。およそ立案立法するに当りましてその法律法令の実施後における社会に与える影響を十分考慮に入れましてその精神を法に十分織り込み、文明国家の法とし、また民主主義国家の法として國民に協力を要請することは当然であると思うのですが、遺憾ながらその精神を織り込んでおりません。犠牲に対する対策、私は関連産業の代表でありますから、下請のことと申上げますならば、たとえば下請産業に対して特別更生保護法の立案もしくは國家権力によって生産の制約を受ける紡機製造用機械を政府が買い上げる、あるいは工場管理を確立するとか、失業者に対する保障等、いろいろ法施行後ににおける対策を講じてこそ、私は民主主義国家の法律として國民の協力を要請するゆえんであると思うのであります。先ほど申しましたように、そういうことがこの本案に対しましては織り込まれていないことははなはだ残念に思うのであります。私たちはこの法案がもし通過することによって、日本の大多数の国民、日本民族八千数百万の人たちが恩恵を受けるということが実質的に、理論的に、科学的に立証されるといたしますならば、私たちは喜んでその犠牲になることにやぶさかでは断じてありません。一部のものは利益を受け、大多数のものは不利益をこうむるということを思いますとき、遺憾ながら私たちは反対せざるを得ないのであります。

声におののき一齊に登録しようという
ことで、変則的な好景気と申します
か、変則的な制度に狂弄しておるとい
うこの現実を静かにお考えを願いたい
と思うのであります。
それから私はこの際、大西さんでい
らつしゃいましたか、中小企業とい
うものは非常に零細なもので、はなはだ
弱いということをおっしゃつたのでござ
りますが、私は断じてそうでないと
思う。それは、国家に寄与して日本再
建の一翼になろうという自尊心がない
ためで、ああいう敗北主義的なお考え
をお述べになります。一昨年の中小企業
安定法二十九条によって受けた当時の
あの惨状は実に慘たんたるもので、こ
の際特に委員各位の参考に実情を訴え
たいと思うのであります。私は名古屋
のものであります、織機紡績は愛知
県が全生産の大体六割を占めているの
であります。その六割の大半は豊田、
豊和の二大会社であります、その周
辺の都市、農村はこの二十九条の発令
によりまして、ことに刈谷市のことき
は、税金の滞納、金融の枯渇、それか
らくる不渡手形の続発、あき集、こそ
どろ等の社会不安を助長し、周辺の町
村は火の消えたような暗黒の世界と
なったのであります。この一昨年の二
十九条の発令は、断じて中小企業安定
法にならずして、反対の中企業不安
定法になつたことは事実が立証してい
ると思うのであります。従つて、本案
もそういう前轍を踏むことをおそれ
るのであります。しかも今日登録制に
おののいて、実際にいて使用し得な
い仕掛けはわれわれの推定によると八

十万錘で、今日六百五十五万錘でやれるのが、すでに八百二十五万錘という御報告であります。それに八十万錘を加えると九百万錘になる。これは、綿形的な忙しさのこの反映を、議員各位は十分お考え願いたいと思うのであります。

さらに戻りまして、この法案が立案され国会に提出されるということを、私はつんばさじきにて早く知り得なかつたのであります。本年の一月下旬これを耳にしましてから、たびたび当局、議員の皆様に猛烈なる運動をいたしまして、われわれの力は弱いけれども、われわれの苦難、悲しみをお訴えして、ここまできたのであります。今まであまり関連産業に対しても委員会が御聴取になったことを聞きませんが、これは二十万人が死線を彷徨する大きな問題なるがゆえに、真剣な私たちの心を皆様にお訴える機会を得ましたことは、ほんとうに喜びにたえないのであります。私たち中小企業者が全工業の五割の生産を上げておることは、賢明なる各先生方の十分御認識のところであると思うのであります。

従つて国家再建に一役買つておりますにもかかわらず、今日までこれら中小企業に対する法的処置は非常に薄かつたのであります。戦後農民は土地改革によりまして、今日ではあのみじめな小作人の存在はありません。労働者は組織と団結と法的保護によつて、みすかしらの生活権を擁護のできる立場にあります。大資本家、大事業家は、多額な国家の補助金を得ているのであります。

弱い中小企業に対しは、政府は法的保護並びに援助助成をしていただきながら死線を彷彿させるがごとき法案が提出されたということは、私たちあせんとしてなすところを知らないのであります。

数字的にはあとから出られます奥村君からるる皆さんにお訴えすると思いつますが、最後に私はこの弱い中小企業、ことに織機、紡機を製造しております弱い中小企業も、これひとつ日本人民であり、国民であり、人の子であります。憲法は、私たちに健康にして文化的な生活を営む権利を認めております。どうか私どもが安んじて日本再建の一翼として事業に専念できますよう、先生方の十分なる御配慮をお願いいたしたいと思う次第でござります。

○神田委員長 次に奥村参考人にお願いいたします。奥村鉄三君。

○奥村参考人 本国会におきまして、日本の三つの重大要素であります衣食住の、衣料に関する重要な法案の提出に当りまして、参考にお呼びをいただきましたして、お聞き取りをいただきますことを深く感謝をいたす次第であります。

今回のこの法案が、機械を製造せんと欲するもの、あるいは機械を設置せんと欲するものに対する制限をなすこととは、職業の選択の自由を制限することとあります。憲法第三十二条には、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と規定されておるのであります。

る、かのように私は断言をいたしておるものであります。もしそれ、これが憲法違反でないとするならば、公共の福祉にどこが反するのか、国民大衆の、世界人類の衣料の大政策を進めていくものとの設備の制限をするというようなことは、どこが公共の福祉に反するかということをわれわれは立法府に問い合わせたいのであります。なお憲法第二十五条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあります。今回の法案を実施されることは、付帯的にはあるといは最低限度の生活に追い込まれ、もしくはそれ以下に追い込まれる者もでき得ることを想像いたしますと、この二十五条のねらいはこの法案とは直接の関係がありませんけれども、関連いたしましてこの二十五条にも適用せらるべきであるものと思考されるのであります。

第三には、この法案を御提出になりまます動機の沿革を顧みますと、相当の長き経過を要したとは存じますけれども、少くとも急速にこれが実現の過程をたどつて参りましたのは、さきにタルオルの織機を制限し——昨年の十一月二日には織機を制限をいたしまして、当時、この後に来たるものは紡績機械であると流布されておったことは御承知の通りでございまして、昨年の五月、緊糸に換算して滯貨は五十万五千六百十一コリであった。三十糸ににして百八十二円五十銭に低落しておるのであるから、この辺で設備を制限しなければ其せいになり、あるいはまた維繩界の恐慌がくるであろうということをしきりに業界の方々がお述べになつて、本法案が促進せられてきたと思考されるのであります、参考に私は謄写をいたして参りましたから、後に御高覽に供しようと存じておりまします。本年の四月の納会において綿糸の滯貨は三十二万コリの平常時をむしろ下回つておる、価格においては三百七十三円八十銭に暴騰しております。これが不安定であるか。いろいろな方々がお述べになりましたが、織維業界が現在、品がそれであつて、先物と当限がさや寄せをしておつて、どこが不安定であるかを私どもが判断をいたすに苦しんでおりまして、諸般の統計を調査、研究をいたして参りまして、現段階における織維業界の国内需要においても、国外の輸出の振興においても不確定と判断すべきものは何らございません。もありとするならば、言いにくい話でありますが、十大紡の独占企業を確立することならあるかもしけません。

そこでなお参考に申し上げておきたいのは、十大家の倉敷紡が、五月一日号に掲載をいたしております一節をとつてみますと、日本綿紡会長の塚田公太君が、「實業之日本」の将来——むずかしいところは時間が今とところ少しも過剰にはなっていない。ありますから避けてます。生産が今のところ少しある程度の高級綿製品を作れば歐米にもどんどん輸出される。現在の八百万錘の設備では昭和三十五年になつたら足りなくなつるので産業で發展の余地は十分ある。こういうよう堂々と「實業之日本」に論陣を張つておいでになる。また名古屋通産局の「動態月報」四月号におきましても、織維工業部門において鶴糸、綿糸、毛糸、人絹、絹織物、そういうようなもののいろいろな統計をあげて、その報告には、在庫は減少しておる、安定はますます高度化しておる、堅調の一途をたどつておると報告をいたしております。しかしてここで日本の紡績界を論じますときは、大体十大家がおむね中心になりますから、あえてこれを一つの目途といたしまして判断いたしますと、昨年下期の十月の決算は、十大紡の利益は三十七億七千八百万円の利益を上げております。まだ決算はいたしておませんが、「ダイヤモンド」の報ずるところを引例いたしますと、四月の利益金はおよそ六億十億を算するであるうといつております。ことしの下半期の十月の決算は、もうほとんど十月まで売り尽しておるところが多いのでありますから、その推定は九十億円を下らずと称しておるのあります。そうしますと、新紡におましても、新々紡におきましてもおむねこれに準じております。名前は

はばかりますが、私が直接に調査いたしましたところによりますと、ことしの半期は昨年の下半期に比較して、大大幅の利益を上げておる、下半期は三倍の利益を上げる、かように言つておられます。そうして帶貨があるのか、あるいは流れ行きが悪いのかというと、日がすそれである。もし不安定であるうならば、その業界から私に資料を提供していただきたいと思うほど不可忽に感じておるのであります。

次に、今度の法案は大体通貫をいたしますと、大企業独占を助長する法案の内容が多くて、中小企業に対しては多くは顧みられておらないという法規の内容がしみ込んでおることを遺憾に思つております。ただいまも御公認になりましたごとく、紡績界においては、ただいまは百三十社あると存するのですが、そのうちの十大紡を除きますと百二十社、この百二十社において十社に対抗することはできない。平均の舞数は五万台くらいになるでござりますが、織布業者は平均十四万台になりますと百二十社、この百二十社において十社に対抗することはできません。さきの中でもう一つ申し述べますと、中小企業が多いのであります。さきの第二十九条を発動されましたときも、中小企業のために何としても増設を認めて、コストを高めて採算をとらせて、正常なる業務をとらせなければならぬということを主張いたしましたが、その当時は綿業界のほとんどの方が委員でございまして、顧みられなかつたのでござります。今回の法案の内容を見ますと、結局こまかい弱小企業というのは整理統合するか、大企業に合併吸収されることになるのでありますと、その結果は日本経済にしまして、中小企業の崩壊は日本経済の構造に一大変革をもたらしまして、

政治においても經濟においても、きわめて重大であるのであります。われはこの法案のねらいどころ遺憾な点を考えておるのでござります。

それから、これが総合対策審議会でできて非常にりっぱな成案であるということと御賛成の御趣旨も相当ございましたが、これらの方はおおむねその総合対策審議会のメンバーもしくは関連をいたしておいでになる方であつて、私ども機械工業者はその対策審議会に一名も加わっておらないのであります。織維工業の十大紡を初めとして、工業に携わっておられます方が日本輸出の第一位を占めるほどし常営と努力健闘せられました長き歴史には、満腔の敬意を表するものであります。しかし、また織機を作り、紡績機械を作り、その準備機を作った人々は、少くとも豊田翁のことときは今日はございませんけれども、過去においては国定教科書に出るほどの、國家にとってりっぱな功績を上げておる。その織機メーカー、あるいはまた世界の水準を越えましたこの機械工業界に対し、一言のごあいさつもな、一方的な審議、答申をさせられ、それによってとり上げられたということは、私どもはこれは片手掌か之助氏は、理論はいかにりっぱでありますか、ただいまの引例を申し上げますと、これは一方のみ偏したところに青年時代に教訓をしてくれたのであります。でも、一つのボタンを押してどこに轟きが行くか、どこに破滅が行くかを知らざる者は政治を語る者ではないと私は、この法案のねらいどころ遺憾な点を考えておるのでござります。

るの答申でござりますので、今後こういうことのないようには政府当局もお考えをいただきたいということで、この審議会答申の内容について、今日は批判は別といたしまして、納得のいかなことを申しますのでござります。その結果といたしまして、機械工業、これに關係する下請工業及び関連工業並びにこれに關係をする労働者に対して、いかなる対策が盛り込まれておるかというと、何らこれについては触れておりません。たまたま議会戦術と申しますか、答弁要旨を作るといいますか、輸出産業をどうしようとか、設備の更新をどうしようとか、耐用年数をどうしようとか、というゼスチニアは当局はお使いになりますけれども、一つも確定したきめ手というものはございません。ここに纖維局長もおられますから、何らきめ手がないと私に言明しておる。そうして今日政治は、一方において完全雇用を行い、他面において社会保障政策をするということが最大の目的であるにかかわらず、七十万の完全失業者をいかに救済するかというので、わが国の労働所管の方面においては御研究をいただいておりますが、私はまだ寡聞にして、この纖維工業の運動を受けて失業していく者に対しても、労働省と十分な詮議をいたして対策が樹立されると聞いておらないのでござります。これをどうしていただか、これが今日きわめて重要な問題であると思うのです。

おる。ところが今回の臨時措置法案に對しては、通産大臣の勧告の分は抜け出るのであります。私が一番心配しておるのは、私どもの直接の工業にも重大でありますことは申すまでもありませんが、これが消費者大衆の価格の値上がりを心配するものでござります。現に……（「今上つておる」と呼び、その他発言する者あり）なるべく早く申しますが……（「ゆつくりやれ」と呼ぶ者あり）ダイヤモンド印のワイシャツは六十双で大体一割五分くらい上げております。昨日の新聞の報道するところによりますと、相当のものは二割近く値上がりをするといつております。別に私は利潤追求をせられることを否定はいたしませんけれども、一方において非常な利益を上げつつ、他面物価の高騰をするということは私どもは遺憾に考えるのであります。ことに本年の繊維の消化力というものは、アメリカの昨年の有史以来の経済界の好調につれまして、ことしは非耐久消費財部門が最も旺盛になると音われております。現にそれは現れておる。繊維品、くつ、身の回り品、台所品というものが世界の趨勢であります。また日本もこれに準じておるのでありますから、この消費量はますます本年から上つてゐるところであります。この衣料の消化量の水準が上りますことは、文化生活の向上として私どもは歓迎をいたしておりますのであります。そういうときにこういう設備制限をするというようなことは、私は時期が間違つていると考えられるのです。昨年の五月ごろは一心精神性によつて世界の平和招来といふ

ことから、消費部門が非常に助長され参りましたその波动を受けつある。わが日本においても、この点は大いにお考えをいただきたいと思うのであります。

輸出の正常化についてこの法案が出ております。なるほどアメリカにおいて輸出の問題は、少しは論議されておりますけれども……。

○神田委員長 奥村参考人、時間を守っていただきます。

○奥村参考人 わが国は百万俵も買つておる。昨年は百万俵を下つております。しうけれども、その百万俵の八九%くらいしかアメリカに輸出していない片貿易であります。その日本が、ただいまお話をありましたように、良品であつて廉価であつて、問題のプラウスのごとき、「ドル・プラウス」といわれているが、日本は一ダース五ドルで積み出している。アメリカに行くと一枚が一ドルで売つておる。それが安過ぎるのだということが、問題の焦点のようになつて、大騒ぎをしておいでになるのであるが、わが国は餓死か輸出かよりはない。二、三年前に皆さんがおつしやつたのです。その餓死か輸出かよりほかないといふので、懸命に、中小企業も大企業も努力をして、今日までドルをかせいで、その悩みを除くことはけつこうでありますけれども、問題を解決するときはすぐ設備制限、設備制限とおつしやる。もっと輸出の窓口について研究するところがなくしてはならないし、また紡績屋さんもいろいろな面において御研究を願つて、ただ設備制限をして、職業選択の自由を妨げるということにのみ熱中せずして、他の方途をお考えいただきたいと

そこで機械工業の立場を、御注意もござりますから簡潔に一つ申し上げておきたいと思います。機械工業が生きることは、ただいまの法案でいくと、織維工業が生きるということであつて、第二十九条のときでも、むろん織布屋さんの代弁者のごとく、私どもは主張をいたしたのでございますが、まず第一に二部制で十六時間ぶつ通して働いているような機械は、耐用年数を七年もしくは十年に短縮して、資本蓄積は配当に回すことなく、設備の更新に回していただきことが考えられなければならぬと思うのであります。

それから技術の温存と向上でござります。需要のないところは技術は向上いたしません。ここで二、三年——法案では五年でございますが、二、三年間ストップに近いようなことになりますと、現在かかえておりまするメーカーの技術は尉壊いたします。下請もまた尉壊せざるを得ないのでありますから、この技術が下ったならば……。

○神田委員長 奥村参考人に御注意申し上げます。もう二十五分近くなっておりますから、結論を急いで下さい。

○奥村参考人 それでは結論を項目だけ申しますが、その技術の温存をするために方途を考えなければ、わが日本の紡績機械あるいは染色機械というものは、米、英、イタリアその他の輸入に待たなければならぬという、外貨の流出になるということにお考えをいただきたいと思うのであります。また賠償に引き当てるになるかならぬかは、いろいろな議論もありましようが、賠償に引き当てにしていただきて、政府は買い上げて、つなぎ作業をなさしてい

もいろいろおっしゃいましたから申しませんが、ただ一千万や二千万の旅費の補助だけで、今日の紡績機械の輸出は困難でござりますから、これは積極的な関係を持たしていただかなくてはならぬと思います。ことにこの機械工業のこの法案が通りますと、直ちに失業者が出来ます。詰めかけている下請業者というものは、かかるてゐる従業員にどうしてその退職金を出そうか、どうして彼らに職を与えるようかといふことにし營々と努力をしておりますが、今日は遺憾ながらその方途を発見が立つてこなければ、こういう法案となつて、そして、お前たちは心配はないのではないかという、こういう筋道が立つておらぬのはお買ひ上げに至つておらないのでありますから、不用機械、不用土地、不用建物、いうものは片手落ちだと存ずるのであります。今後の方針につきましても、方針々々とおつしやいますが、この法律の実施は、公布されてから二カ月以内でありますから、二カ月と二十日間はありましようけれども、もしこの法案が国会を通つて公布されたとすれば、これにおけるところの勤労者、この事業者というものは、立ちどころに崩壊するか、もしくは廢業するか、あるいは転業するか、今のところ転業の道はほとんどありませんが、そういうような事柄について法案の中に十分の織り込みがなくてはならぬ。ダムを作るとときに何十億という巨額を御出資になる政府並びにこの恩恵を受ける独立企業を確立するという織維工業界は、何百億の金を積んでこれらの機械工業者に対してその道を講じておいて下

さつているとは思いませんけれども、そうであるとすれば、こういうところで御発表になるのが当然であるが、御発表にならないのは紳士のお方であるから御発表にならなかつたのかもしれません。どうぞあらゆる意味において、今日の、特に東海、北陸地帯はこの方面の発達しておるところでございますので、一方に偏せず、いわゆる車の両輪のごとく共存共榮の実を上げるように努力をしていただきたい限りは、先刻申し上げたように憲法違反の疑いも強く、独占禁止法に抵触して、しかも大企業を助けて中小企業を圧迫するような法案には断じて承服ができない。しかも現実の綿業界は好調に堅調を加えているというのは事実でござりますから、この事実を背景としてどうぞ各委員においても御検討いただきたいと思います。

最後にこの重大性にかんがみられて、本法案の審議を二カ月有余も審議に上すことなく、みずから手に慎重に御研究を願つております皆様の見識に、敬意を表しまして私の公述を終ります。(拍手)

○神田委員長 傍聴の方に御注意いたします。衆議院傍聴規則によつて議場における言論に対して贅否を表明したり、また拍手をすることは禁じられておりますので、委員会の秩序を乱さないように十分御注意願います。

この際午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時二十九分開講
○神田委員長 休憩前に引きを
を開きます。

続
きへ会議

午前の会議に引き続き、織維工業業連盟
備臨時措置法案について参考人より意見
を見取りました。まず竹中参考人にお願いいたしました。竹中七郎君、
○竹中参考人 私は人口五万の愛知県
刈谷市の市長をやつております。この市は三十年前におきましては一萬五千人
いございましたが、先ほどの石田参考人は自動織機の社長でございますが、その自動織機がくる、あるいは民
成紡績という会社がきましたして、三万都市になり、合併して五万都市になつたのでございます。この会社の盛衰とい
うものに私の市の盛衰がかかっておる。こういうことであります。それで市
に退を來たす、こういうことであります。それからこのたびの織維工業設備臨時措置法案
が出ますと、一番問題になりますのは、機械メーカーである豊田織機の製
上げますと、大体先ほども参考人から申されました通り、機械メーカーの約
半数が愛知県にあり、その一五%以上が刈谷市と刈谷周辺にあるのでござい
ます。それにつらります下請工場一萬五千ないし二万になりまして、刈谷市の人口对比
に携わる者が約四千五百でございまして、この下請工場のパーセンテージを申
上げますと、三分の一くらいに相なるのでございます。この問題が起
りまして衰退いたしますと、刈谷市と
いうものはなつて参りません。いわゆ
る失業が起る。まず第一に下請工場の失業が起り、そしてそれにつらま
りして本工場の首切りが始まる。われわれの商店におきまする盛衰も、この豊田
に依存すること非常に大でありますから、商売と申しますか商業方面が衰退

する、かようなことに相なるのでございましたが、一つの業者の方を重点に置きますと、他の方において必ず懲罰が起る。特に法律をお出しになりますと、それには罰則がつきまして、そして方々は最も優秀なる商売人でありますから、これまでしなくてもいいじゃいかとわれわれ小さい町の市長といいまして、も三年前には参議院におりまして、ちょうど中小企業安定法案の審議にあつたものでございます。その時分にはあれは福井の絹、人絹の問題がございまして私もこれは必要である。かよう考えたのでございますが、現在その反撃が三年間われわれの市におきまして出て参ったのでございまして、この二十七年ころにおきましては、農田系統から市民税といったしまして五千円以上入つておつたのが、昨年におきましては一千万円、約五分の一に下つてくる、こういう状態でございましたが、ようやく安定期いたしまして、この三十一年度は二千万円くらいになるのじゃないか、かように考えておつたのでござります。その際におきまして追い打ちの整備ということになりますと、われわれの町としてはどうしても耐え忍ぶことができない、こういうことで私の市会におきましても、もはや通産省並びに国会の方に二回陳情に参つておりますと、その間また一回私の土地の当局の者が参りまして陳情をいたしておりますのでござります。

のでございまして、ただいま専門家の方々、石田さんその他が申されまして十分御承知のことと思いますが、私この法案を拝見いたしまして、織維産業の影響、零細企業に対する考慮、あるいは織機械工業等に対する影響といふところの四つでございますが、これがはつきりしておらない。これははつきりしていただかなければ、われわれの町としては混乱を来たすものであると私は考えるのでござります。

そういう意味におきまして、私は簡単に自分の陳述をいたしたいと思うのですが、現在この法案は貿易の正常化をはかる、こういうことでござります。設備が多いから安売りをする、こういう考え方と、バイヤーが多過ぎる、バイヤーにおいて左右せられる点がたくさんあるのでございまして、この問題を解決しなくて、設備だけをやってどういうふうになるか。これは織維産業だけではなくほかの産業でもあります。それまで日本のおやめになることが必要である、かように考えるのがざいます。そういう意味におきまして、安売りになりまして日本の信用を落す。これをますます第一におやめになることが必要である、かように考えるのでござります。そういう意味におきまして、もしもこれが通るならば私はこういふことを提案いたしたい。それは転換させることでございます。機械メーターの転換をするには一年くらいはかかるのでございます。一番零細であります下請を助けるには一年間この法案

を延ばすと、そういうことが必要である。そういうことをするというと、何と申しますか、その間を縫つて注文をしていろいろなことをやりますが、そういうことをすればあるときには参るのでございますから、そういうところはやらない、一年間もやれるものではありません。現在は受注その他が多くありますけれども、これは一時の現象でありますまして、一年間という一つの期間をとつていただきたい。

○神田委員長 次に今崎参考人にお願いいたします。今崎好男君。

○今崎参考人 私は紡績産業の基礎産業である機械産業を中心とする事業場に働きます、十六万ないし十七万の従業員と、その家族の本法案に対する意見を代表する一人として、ただいま出されておりますこの法案に対し全面的に反対をいたしたい。まずこの結論から申し上げておきたいと思うのであります。

なぜ反対をするか、御承知のことくこの法案は纖維産業総合対策審議会の答申に基いて作成をなすたのでございましたが、午前、午後に引き続き各参考人からも陳述されましたごとく、この纖維産業総合対策審議会の構成を見ますときに、機械機械産業の業者ないしはこれに伴う従業員の代表が参画をいたしておりません。でござりますから、委員に選ばれました方々の手前みその答申である。また意図する問題に對して作文を作られたにすぎない、かような見解に立たざるを得ないのであります。なぜかと申しますと、あの答申案の内容ないしは提案の説明にもございましたごとく、日本の纖維産業がわが国の経済に占める重要性と、海外市場におきますところの信用回復の問題について強調なつておるのであります。またこれらを解決する手段といたしまして、纖維製品を制限する、そのまた手段として設備をまず制限する、かようにおつしやつておるのでございますが、現在日本は原綿を政府に行なうことが、今言われました問題に対

他関係の各省へ陳情をいたしますと同時に、先生方にもいろいろお会いをして、われわれの立場からお願ひもしようというので、たびたび上京をいたしまして陳情をいたしたのでございますが、先生方も非常に忙しいために、私どもなかなか会っていただくことができません。その点非常に残念に思つておるわけでござりますが、たまたま本日私も意見を言えということでござりますので、非常に喜びにたえない次第でございます。

なお四月に入りまして、私どもはそれぞれの職場、あるいは街頭で反対署名の運動をいたしまして、衆議院議長並びに参議院議長あるいは商工委員長にも、われわれの署名簿を付しまして請願をいたしてきただのでござります。

次に私どもが反対をいたします理由を説明いたしますと、なまきなよう

でござりますけれども、私どもは国際的に見て、最近の国際情勢はどうなつ

ておるか、こういう問題について私ども

の立場から申し上げますならば、米

国、並びに大きなところではソ連、イギリスあたりが、現在盛んに原子爆弾を作ております。それによりまして、私どもも観念的に申し上げますならば、十年に一回ぐらいは戦争がある、こういうことが言われて参りました。

そこで昨日あたり、もしも米ソ戦わば、ということでお非常に問題になつたんでござりますけれども、その後この大き

な戦争はない、世界の二大強国は戦われないであろうということで、非常に安心をいたしております。世界の国

民がひとしく、今のところでは安心をいたしておりますと思うでござります。

そこでいろいろ情報を見ますと、日本では戦前いわゆる昭和十二年の一

番景気のよかつたころに、私ども国民は一人一人が大体年間十三ポンドぐら

いの衣料を消費しておった。それが戦争になりました、これを政府から縮め

てきたために、使用はぐつと減つて参りましたが、戦前直後は非常に少かつた

のであります。三十年度になりまして、終戦直後は非常に少かつたと

てまたこれが、戦前の一番よかつたと

なります。三十度度に復活をしておる、今

の状態はどうかと申しますと、やはり

當める国は非常にせいたくに使ってお

るということがわかるわけでございま

す。三十度度のアメリカの統計で参りますと、大体四十ポンド一人一人が使

用をしておる。英國は、三十度度では三十ポンドをはるかに上回る状態であ

ります。三十度度は日本が小売店頭に日本の業者が

ころが実際に業者が小売店頭に日本の製品を売らないという表示をしておる

州ではそういうものを決定をした。ところが実際に業者が小売店頭に日本の

製品を売らないといふ表示をしておる

その報告によりますと、なるほどこの

指數はますます上昇しておる。これは

先ほどもどなたかの証人が申されました

が、在庫は非常に減つておる。それ

から取引高については、すでに八月末

では契約をしておられて、現在では十

月あるいは十一月先物をすでに売買を

しておられるような状態である。それ

からそれぞれの紡織業者が借金もして

おられるようございますが、それに

おおむねは、当該の政府並びに銀行へ金を返しておられる。先ほど利益の問題も申しておられましたように、こういう

のは資料で発表をいたしておりますの

ところは明白に私どもはでたらめ

で、決して私はでたらめではない、そ

れにいたしましても、綿工連の調査部

から発行されたものでござりますの

うおわけでございますが、それにより

ますと、ビルマ並びにインドネシアへ

の製品の消化については、業界はしつかりと確保ができた、そこでタイ、ベ

キスタンの委託加工の問題についても

おり強行をしてはいかぬ、日本の国民感

情が悪くなる、こういうような批判であります。なお一ドル・グラウスの問題

についてもあまり強硬なことをしては

いかぬ。日本の国民感情が悪くなる

ときが悪くなる、こういうような批判であります。なお一ドル・グラウスの問題

についてもあまり強硬なことをしては

いかぬ。日本の国民感情が悪くなる

ときが悪くなる、こういうような批判で

ております。そこで七人工でこれができておる、こういう状態でございます。そこで現在私どもはまだまだ機械の改良ということについては十分考慮の余地がある、こういうふうに考へるわけでございます。そこで輸出をすれば、それでも機械の改良になるではないか、こういうふうに考へられるわけですが、さういふに考へるわけを言つてはあるいはしかられるかもしれませんけれども、現在インド、パキスタンあるいは東南アジアの方へ少しずつ輸出はいたしております。しかしながらこの輸出は、今日本で私どもで作つておる最高の優秀な機械と申しますか、新しい機械を輸出するわけではございません。これは私どもが終戦前あるいは終戦直後に作りました標準のものを現在輸出をしておるのでありますから、あまり操作のむずかしい機械を輸出をいたしますと向うがよう使わない、こういうことがどうも実情であるようでございます。もちろん使う国もあると思いますけれども、その輸出のほとんどは標準ものを輸出いたしておる、これが実情でございますのでどうしても私どもはアメリカだと云ひギリスだとかいうところを追い越すまでは、もつとどんどん研究をしなければならぬ。そのためここでこういう法案を出されても非常に困る、こういうことが言いたいのでござります。

対にこの二十九条の効動はやっていた
だいては困るということを申し上げた
のでござりますけれども、それでは織
機業者の方へ入れかえをする融資をし
てやる、その予算化をしてやる。だから
入れかえの促進が十分できるからが
まんせよ、政府の方も十分にあなたた
ちが首切りにならぬような措置を講じ
てやる、だからがまんせよということを
で、とうとうこの法案が私ども反対を
いたしましたにもかかわらず決定をい
たしました。その後どうかと申します
と、その翌月、翌々月あたりは全然ゼ
ロでござります。もちろん政府が予算
化していただきまして、この金を業者
の方がお借りになるにしても、大体手
続に半年くらいはかかるのでございま
す。そういうことによりまして私ども
も全従業員の約三割の首切りを出し、
しかもなお首切りのあとで、残った人
は一つ今までの給料よりも一割なしし
一割五分の値下げをしてくれというこ
とで、これも首になるよりはいいだろ
う、やむを得ないであろうということ
ですがまんをしてしのいできたわけであ
ります。それが今度ここまでこの法
案が出来るということになります
と、これは織機よりもずっと規模が大
きいために、ほとんど現在の従業員の
全部にひとしい人が解雇になる、これ
は賃下げぐらいではとても乗り切るこ
とができない、そこで何としてもまず
私どもはこの法案は阻止しなければな
らない、こういうふうに考えるわけで
ござります。

非常にひまになつたりするわけでござります。それどういうことかと申しますと、たとえば朝鮮動乱が起る。そうしますと、ものすごく忙しくなりまして、会社は臨時工を入れてどんどん仕事をする。これが終りますと、でき過ぎまして一応一息ということをございますので、あのの注文がないわけですか。そのために首切り、賃下げが起る。それから今度は綿花の割当があります。こういうふうに通産省が綿花の割当をするということで、機械の下見をされます。そうしますと、業者の方では割当をよけいもらおうということであります。そうだと思いますが、注文が殺到する。そのあとでは、一時ストップという状態になるわけあります。また毛糸の確認をやる。そうすると、その毛糸が非常に忙しくなる。そのあとはまた当分の間仕事がない。こういう状態であります。今回でも、なるほどただいまは非常に忙しい状態でござりますけれども、この法楽がこのままでいきません。なるほど幾らかはひまになりますかも知れませんけれども、これが法律でストップされるよりは、その間何とかしてはかの仕事を少しずつでも見つけてしのいでいる、こういうことかが考えられるわけでございます。そこで先ほども言われましたように、とにかくこの法案が出来ますれば、まず一番最初に下請工場が切られる。そしてこの下請工場は、それではどうして食つていくかということをございますが、愛知県の場合はをながめてみましても、在の紡績工業が全部集中するわけには参りません。そのほとんどは、何かかかるのでござりますけれども、これに現

にか食つていかなければならぬといふことで、あせるにはあせるのでござりますけれどもまず下請の織工の首切り、あるいは下請の中の半数以上は工場閉鎖をしなければならない状態にならるであろう、私はこういうことを考へるわけでござります。

そこで今度の法案につきまして、先ほど今輪君が、どうしてわれわれのことと並行してめんどうを見てくれなかつた、こういうようなことも言つておりましたが、以上申し上げましたように、日本の最近の状態、それから世界の動きなんか私どもの立場からながめてみまして、一年前あるいは一年半前でしたら、あるいはこういう状態も、きょう現在では、決してこの法案を出す必要はないじゃないか。それから将来は、私どもはいろいろ輸出といふことも考えまして、まだまだ綿花の輸出も伸びるのではないか、こういうふうに考えておられるわけでございます。そこで私はこの法案はせひとも一つ見送つていただきたい。この言い方はおかしいかも知れませんけれども、一応撤回していただきたい、こういうふうに考へるわけでございます。

それから、先ほど原さんがおつしゃつたのですけれども、現在はかけ込み増設をしておる、それはその通りでござります。ところがそなけ込み増設をしておるのは一体だれか、こういうことを言いたいわけです。もちろん十大紡も幾らかおやりになつておるようでございますけれども、私どもは注文の機械を見れば、これはどこの会社のタイプだということ——全然その系列に入つてない会社は増設をしてお

られない。いわゆる十大紡と直接取引をしておられる工場が増設をしておいでになるのだ、こういうふうな解釈をいたしておるわけでございます。それからもう一つ、鈴木さんがいい品物を安く壺る、外国の業者に脅威を与える、そこでその反撃を食うからそれがますといふことを言われましたか、私はこれはちょっとおかしいと思うのであります。そんなばかなことはない、もちろん……。

○神田委員長 石垣参考人、時間がだいぶ超過しておりますから、結論を急いで下さい。

○石垣参考人 脅威を与えることはもちろんでありますけれども、そこが商売のうまみじゃないか、こういうふうに考えるわけであります。

注意を受けましたので、結論を申し上げますが、先ほども申し上げましたように、どうか先生方におかれましては、現在の日本の国内の動き、世界の織業事情や経済状態などもよく御検討を賜わりたい。私どもの立場から申し上げれば、絶対に今ここでこの法案を通していただいては困る。ぜひこれは引っ込めていただきたい。そうして将来どうしてもこういうものが必要だというときには、そのとき私どもまたいろいろ御意見を申し上げたい、こういうふうに考えるわけであります。御静聴を感謝いたします。

○神田委員長 この際お諮りいたします。理事会の申し合せによりまして、全国織維産業労働組合合同調査部長井上甫君を参考人に加えることにいたしました。同君より参考意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。それでは井上参考人にお願いいたします。井上甫君。

この法案が通る場合に、問題になりますのは、先ほどから紡機の労働者の代表の方がいろいろその予測される問題について申し上げておりますが、それと同じように、織維産業に働くわれわれ労働者もやはり大きな問題に直面するわけであります。しかしながらわれわれ織維産業に働く者の立場といいたしまして、まさに輸出産業の大宗としてのわが国の織維産業の国際性というものを十分に考慮に入れて、そうしてさらにわが国の織維産業というものを積極的に発展させるにはどうすればいいのか、このような観点からわかれわれはこの法案についていろいろと問題点を究明してきたわけであります。従いまして結論から申し上げますならば、以下具体的に申し上げますところの修正意見がいられるならば、原則的に贅成したい、このように考へておられる次第であります。しかしながら先ほどから紡機の労働者の方も申しておりますように、この法案が出されてくるまでの経緯につきましては、やはり同じような労働者の立場でもってわれわれは異なる意見がいられるならば、原則的に贅成したい、このように考へておられる次第であります。特に過般を行なってきましたところの審議会には全織同盟より三人の代表を送りまして、いろいろと意見を交換して参りました。またわれわれがほんとうに意図しておる点も申し上げて

勢につきましては、そのつど情勢が変化いたしまして、われわれいたしました。でもその間の事情は若干考慮しているのじやないかというような考え方になってきたわけあります。と申しますのは、操短の合法化というような線がなくなつておりますし、また特にわれわれが主張いたします点は、労働者の完全雇用、しかもこの法律が施行される場合に労働条件に重大な変更を來たさない、このような条件が入れられるとするならば、一応この実態というものを認めてもいい、すなわち設備の總体的な過剰というものはある程度認めてもいいのじやないかという結論に達してきたわけであります。また、現段階におけるところのわが国の織維産業というものを客観的に分析して見た場合におきまして、特に内外の諸情勢に応じて大きな質的な転換を遂げるべき重大な時期に際会している、このようないく判断にわれわれは立っているわけでありまして、そのような角度からこの二つの条件というものがいれられるとするならば、われわれはこの法案が具体化される段階においては、これを了承してもいいというような態度を持つに至つたわけです。しかしながら、なおこの法案についていろいろな問題点というものをわれわれは考えております。たとえて申し上げますならば、登録制の実施によって織維産業のいわば合理化努力の減退を防ぐために、高能率設備に対する入れかえとか、あるいは新增設の優先許可というような措置を講じようとするわけであります。が、しかし現実にそれに対する予算の裏づけがあるかどうかという点、またこのようないく問題が十犬紡あるいは新

紡、新々紡との間に利害関係が相反するような点がないかと、いうような点をいろいろ考えてみまして、その上にわれわれが懸念いたしましたのは、このようない過程におきまして吸収合併というような問題が起つたり、あるいはそれがひいては労働条件に重大な影響を及ぼしてくるというような点を一つ指摘しておったわけであります。またこの法が施行される過程においては、大体中小企業、特に未組織の中小企業といふものに非常に大きくしわ寄せがくるのじやないか、このような点もいろいろと懸念しておるわけであります。また設備の抑制とかあるいは登録という問題だけでもって、果して現在スムーズな運営ができるかどうかという点があります。この点につきましては、昨年審議会が持たれてから今日に至るまでの間に増設がどんどん行わられておりますし、またわれわれが非常に奇異に感ずるのは、操縦にもかかわらず非常に生産量が上っているという点でありますて、これは明らかにスピンドルの回転数の増大やあるいはコリ当りの人員の縮小によって労働強化が行われてゐるのじやないか、さような点を非常に重視しているわけであります。またこのほかいろいろこの法案に伴う問題点があるわけでありますが、しかしながら冒頭に申し上げましたように、われわれといったしましては、この問題と一応解消されるという事実があるならば、これに対してもわれわれは了承してよいろしい、このようない態度をもつてすものである。従つてこのようない点が今までこの法案を見てきたわけであ

ります。しかしながら、毎回申し上げますように、われわれ労働者の立場から、何と申しましても歴史的な経験を経ておりますところの操短による人員の縮小、あるいは労働強化というような点が最も懸念される点であります。でも、もしも完全雇用が完全に実施され、そしてこの法律が施行された暁においては、この法律に便乗して、首切りとか質下げとか強制配置転換とかあるいは労働強化等の事実がない、このような一応明確な見通しを立てる必要があるわけあります。しかしながらこの法案の内容をいろいろ検討してみますならば、具体的には非常に問題が多いわけであります。この法案の提案理由には、労働者あるいはその関連業者、消費者の利益も十分に考慮するのだ、このようなことを一応申し述べてあるわけでありますが、しかしそれだけではわれわれとしては、納得できないのであります。従いまして、以下具体的にこの法案の中にありますところの条文について、修正していただきたい点を申し上げてみたいと思います。

まず第一の点といつましても、第二十五条の第二項にあるわけであります、が、「共同行為の内容は、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがなく、」云々と、このようになっておりますが、この中に明確に労働者という言文を入れていただきたい、このように考へるわけあります。

第二点といつましても、第二十六条に「通商産業大臣は、第二十四条第三項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示

ります。しかしながら、毎回申し上げますように、われわれ労働者の立場からは、何と申しましても歴史的な経験を経ておりますところの操短による人員の縮小、あるいは労働強化というような点が最も懸念される点であります。でも、もしも完全雇用が完全に実施され、そしてこの法律が施行された時に、おいては、この法律に便乗して、首切りとか質下げとか強制配置転換とかあるいは労働強化等の事実がない、このような一応明確な見通しを立てる必要があるわけであります。しかしながらこの法案の内容をいろいろ検討してみますならば、具体的には非常に問題が多いわけであります。この法案の提案理由には、労働者あるいはその関連業者、消費者の利益も十分に考慮するのだ、このようなことを一応申し述べてあるわけですが、しかしそれだけではわれわれとしては、納得できないのであります。従いまして、以下具体的にこの法案の中になりますところの条文について、修正していただきたい点を申し上げてみたいと思います。

紡、新々紡との間に利害関係が相反するような点がないかというような点をいろいろ考えてみまして、その上にわれわれが懸念いたしますのは、このようないろいろな問題が起つたり、あるいはそれがひいては労働条件に重大な影響を及ぼしてくるというような点を一つ指摘しておつたわけであります。またこの法が施行される過程においては、大体中小企業、特に未組織の中小企業といふものに非常に大きくしわ寄せがくるのじやないか、このようないろいろな懸念しておるわけであります。また設備の抑制とかあるいは登録という問題だけでもって、果して現在スムーズな運営ができるかどうかという点がございますし、またわれわれが非常に奇異に感ずるのは、操縦にもかかわらず非常に生産量が上っているという点でありますし、これは明らかにスピンドルの回転数の増大やあるいはコリ当りの人員の縮小によって労働強化が行われているのじやないか、さような点を非常に重視しているわけであります。またこのほかいろいろこの法案に伴う問題点があるわけでありますが、しかしながらこのほんの少しだけでも、われわれは了承してあるのである、従つてこのようないろいろな点がもよろしい、このような態度をもつて今日までこの法案を見てきたわけであれわれといたしましては、この問題と

ります。しかしながら、毎回申し上げますように、われわれ労働者の立場から、何と申しましても歴史的な経験を経ておりますところの操短による人員の縮小、あるいは労働強化というような点が最も懸念される点であります。でも、もしも完全雇用が完全に実施され、そしてこの法律が施行された暁においては、この法律に便乗して、首切りとか質下げとか強制配置転換とかあるいは労働強化等の事実がない、このような一応明確な見通しを立てる必要があるわけあります。しかしながらこの法案の内容をいろいろ検討してみますならば、具体的には非常に問題が多いわけであります。この法案の提案理由には、労働者あるいはその関連業者、消費者の利益も十分に考慮するのだ、このようなことを一応申し述べてあるわけでありますが、しかしそれだけではわれわれとしては、納得できないのであります。従いまして、以下具体的にこの法案の中にありますところの条文について、修正していただきたい点を申し上げてみたいと思います。

まず第一の点といつましても、第二十五条の第二項にあるわけであります、が、「共同行為の内容は、一般消費者及び関連事業者の利益を不當に害するおそれがなく、」云々と、このようになっておりますが、この中に明確に労働者という言文を入れていただきたい、このように考へるわけあります。

第二点といつましても、第二十六条に「通商産業大臣は、第二十四条第三項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示

を変更する耳に聞こえません。ない。」こうなつておりますが、この場合におきましても、いわゆる後ほど設置されるでありますところの審議会の意見を聞いて、そして指示を変更し、取り消す、このように審議会の意向というものを尊重してもらいたい、このような趣旨であります。

は、審議会が新たに設けられてくるわけであります。この機能メンバと一緒にいたしまして、労働組合の代表を必ず加えてもらいたい。これは現在の法案の中には、このような文言も表われておりません。ただし提案理由の中には、その旨が入っておりますが、この点を何らかの形で明確にしていただきたい、このように具体的な修正意見を持つておるわけであります。

考へておりますところの織維産業の民
主的な運営がはかられていくのではな
いか、このようなことを考へております。
最後に申し上げておきたいことは、
先ほどから紡機の労働者の代表の方が
いろいろと申し上げておりましたよう
に、現実にワンドラー・プラウスの問題
であるとか、あるいは米国の南部諸州
の日本の織維品のボイコット運動云々
であるとか、このような一連の国際的
な問題を背景にしておるだけに、織維
産業は、現在非常に複雑な段階にある
だらうと思います。しかしながらわれ
われはもちろん輸出産業の大宗として
の織維産業に働くところの労働者であ
りますだけに、十分その実態を認識

し、かつアライドを持って労働に励みます。このように常に日々考えておるわけであります。それにもかかわらず、このような問題がたまたま起つてくるということは、なぜそういう問題が起つてくるのかと申しますと、残念ながら織維産業の場合には、労使の関係がフェアに行われていないわけであります。この点十分に諸先生方も認識していただきまして、たまたまこの法案の審議の過程においても、そういうような点を十分に参酌していただきたい、このように考えるわけであります。そして織維産業のはんどうに民主的な発展をはかるためには、労使がほんとうにフェアに話し合いの場を持つ、このことのみが重要な要因である、このように考えておるわけであります。

あります。以上をもちまして、意見に
かえる次第でございます。

○神田委員長 以上で各参考人の御意
見は一通り伺つたのであります、参
考人に対する質疑の通告がありますの
で、順次これをお許します。加藤清
二君。

○加藤(清)委員 私は与えられました
時間の間、要点をかいづまんで参考人
にお尋ねしたいと思います。

〔委員長退席、小平(久)委員長代
理着席〕

わが党は御承知の通り、平和産業の育
成を心から願ひいたしているものでござ
ります。また私は過去のいろいろな
因縁によりまして、繊維産業をこよな
く愛しているものでございます。とこ
ろが、けさほど来お述べになりました
きょう御列席の方々は、この繊維産業

ますと、せつかく持っているところの力、権利を他に奪われたり、あるいは他のにしつけて献上したりというような悪い結果の生ずるような発言が聞こえましたので、私はその点をおそれますが、なぜでございます。第一番は外貨の調達を打開するに当つて、今日のエキスポートの問題でござります。第二番は輸出統制の問題でござります。第三は経済統制の問題でござります。以下順を追うてお尋ねいたしますが、繊維産業の不況を打開するに当つて、今日のエキスポートの方々はだれしもそうでございましょうが、設備を制限するだけで足りるなどということを考えていらつちやる人は一人もないと思います。これは多く必要としている施策のはんでもないことは考へているようですが、すなわち過去の設備割当の一部分なんです。ところが、それに熱中している間に、政府はとんでもない形勢が見受けられる。新聞にも出ている。すなわち過去の設備割当今まで与えられておりましたところの外貨の権限をどうかするとよそへ取られてしまうという空気がうかがわれているわけでございますが、これに対して業界としてもございますので、そのお方にそれをしてはノイル程度をAA制に持つていくくらいの順序ではないか、かのように考える立場からお考えを承わりたいのですが、田先生、これは綿と毛の両オーソリティでござります。私の考え方からするとならば、せめて綿においてはカーボン税、コード下か、コード落ちを、毛においては

○原参考人　綿紡績業者の立場として、ただいまの御質問にお答えいたいと思います。綿花の割当は現在紡績の設備それから輸出の数量のリンク制の二通りによつて割当を受けているわけですね。われわれはかねて主張しておりますように、できればこれはもう為替料金で、自由買付ができるのがわれわれも望むところであります。日本の経済事情から見ましてそういうこともできない。そうするとある程度貴重な外貨はこれを有効適切な方法をもつて割り当てねばいかぬ、こういうふうに考へておられるのであります。そうすると外貨を割り当てる場合には、だれに割り当てるべきかといふことが問題になるわけですが、これを外国から買う商社に割り当てるといふことになります。私はメーカーの立場としまして、その自分のところで使う原料はメーカーが一番知っていると思うのですが、あります。それで商社に割り当てる場合には、この前に朝鮮事変のときにA.A.割当を有効に使うことじやないか、こういうふうに私は考えているわけであります。それで商社に割り当てる場合に、持ち余して、それをどうたえて大いに輸入を奨励したのであります。そのときなんかはあとで非常な暴落がありまして、これをできるだけ早く手に入れて、ゴムなんかでも使えぬようになつたのでございまして、それがもしも実際に使う者に為替料金を割り当てるやつで、それによって職

製品を作つて、どこへ売ろうかという
ような目当てをつけて、その割り当て
された外貨を有効に使うことができる
と思いますから、ほとんどむだなくい
けるんじゃないいか、こういうふうに考
えるのであります。商社に割り当てら
れた場合には、これはどこでもそうち
ということではありませんが、もうけ
さえしたらば、とにかくあとはどうで
いい。それが有効適切なものか、國
民の好むものが作られようが作られま
いがそんなことはかまわぬ、割り當て
られた外貨でできるだけもうけたらい
いんじやないか、こういうことになる
おそれもあると思うでありますか
ら、やはり外貨割当はわれわれ生産者
に直接割当をいただきたい、こういう
ふうに考えております。

おるわけでありまするが、ただその中でごく小さいメーカーは自分自身で金融できないものがありますので、この程度のものを商社に移そうというような説があるように聞いております。この程度はしかたがないと思いますが、メーカーが自分の責任においてやるのは、その割当といふものは当然メーカーにくるのが妥当でないか、こう思つておるわけであります。この羊毛紡績というものの取引方法がほかの商品と非常に違いまして、ほかの商品は輸入業者の勘定で買うものが、紡績はメーカーの勘定で買うので、いわゆるインデントでメーカーがLCをおろしておる、従つてLCを発行し、かつ相場のリスクを取つておるメーカーに割当をするのは当然と思います。

二、三年を周期として変更されている
ようでございます。もちろん戦争の空
白とか、あるいはそれ以前にもいろいろな
ことがございましたが、大体の平均は十二、三年から十五年程度の周期
によって機械の進歩と変革が行われて
いるようでございますが、私の知る
ところによりますれば、これの耐用年
数は機械の機は二十三年と記憶してお
ります。それから半木製品は十五年と
記憶しておりますが、これでは週期
にも合いませんし、今後はこの周期が
一そう短縮いたしまして、次々と新しい
スタイルが出て参ると存じます。ま
たそうあらねば織維製品の輸出という
ことは海外市場で競争ができなくなる
と思います。そこでこれに相呼応する
ために当然のことながら耐用年数の短
縮ということが行われてしかるべき
で、また他の機械部門と比較いたして
みましても、二十三年の、二十五年の
なんというのはまずないようでござい
まして、近ごろでは租税特別措置法に
よれば三年か四年で減価償却ができる
ようでございます。減価償却の短縮は
やがて社内蓄積の増強ともなり、これ
が機械設備の更新の基礎とも相なると
存じますが、この点は一体いかように
お考えでございましょうか。これも經
営を行なつていらっしゃる御両所と、
もう一つは機械を作られる方に果して
二十年も三十年もかかるなければ周期
がこないのかを石田さんにお願いした
いと思います。

なれば必ずみんなが争っていいものだ、こういうふうに確信しているようなわけでございます。今の耐用年数の問題なんかはいいことにお気がつかれただと思うのでございますが、われわれとしてもこの際に、外国との競争のためにもできるだけ耐用年数を短かくしていただくのだったら非常にけつこうだと思います。またこれは多分機械屋さんからも御賛成の意見があるだろうと思います。

○吉田 参考人 毛の紡績におきましては綿と違いまして、根本的な紡績の觀念が見たところあまり變っていないように見えますけれども、實際におきましては日本が戦時中しばらく鎖国的になっておりました間に、外國では非常に発達しまして、部分的に非常に改善が行われております。そのためその部分を変えることによってその部分の能率が倍にも三倍にもなるような部門がある。たとえばウォッシングのことは最近のものは戦前の三倍の能力があるというような工合に、毛紡績につきましては綿よりもむしろはるかにおくれておりまして、日本の設備は早晩かえなければならぬ時期になつておる。従いまして最近でも資力のある会社は設備をどんどん近代化して部分的にかえつつあることがありますので、各紡績におきましては、今の償却年数というものは長過ぎる。これは当然短縮に賛成でありまして、四年でも五年でも短縮することを希望するものであります。従いましてメーカーの御心配になりますところの設備制限をかりにいたしましても、現状におきましても五五年でも短縮することを希望するものであります。従いましてメーカーの御

○石田参考人 御質問に応じまして私は
からお答えを申し上げます。私はこう
いう法案を提案いたしますまでに耐用
年数というものの御検討がいただきた
いと存じておったわけであります。実
は私の方で調べております調査により
ますと、混打綿が十五年、練糸機が十
九年、粗紡機が二十年、精紡機に至つ
ては二十七年、ワインダーが三十年、
その他が二十五年というような長期な
耐用年数で現在行われておるところ
に、今原さんがお話のよう各社それ
ぞれの力によつて御改造をなさる会社
はたくさんあらうと思ひます。しかし
その力の及ばない人はこの耐用年数に
とらわれてどうしても近代化すること
がおくれるのはなかろうかということ
を懸念いたのであります。私ども
は今日の綿紡の近代化ということを先
決問題として取り上げていただきたい
のは、この耐用年数の短縮ということ
を大蔵省側と十分の御折衝がいただき
たいものだ、こういうふうに存じてお
ります。特に私が、余談ではあります
が、御参考に申し上げたいことは、先
日私の方でメキシコへ紡績機の工場を
作るのに出かけて参ったのであります
が、あの土地でもこういったことは災
いして、中には三十年、四十年、五十
年の古紡機を使って、見るかげもない
よな織物を織つておるのが現状であ
ります。しかも綿花の産地でありがら
こうした紡機を使っておるよなところ
は、だんだん綿業から置き去られて
いくといふよなことも現実に指摘せ
ります。

られて参つております。いかなる理由を申し上げましょとも紡糸その他織維の発展はこの耐用年数の短縮をしてすべて近代化をしていただきたい。特にここで申し添えておきたいことは、私どもの紡機並びに織機メーカーが苦心して研究しておると先ほど申し上げましたが、その大半以上は新績会社の技術陣の御援助が大きな力があると思う。この力によつて、できれば日本式の新鋭の機械が今生まれつかるとき、特にこの耐用年数には皆さんで十分な御検討をいただくようにお願ひ申し上げたいと思います。

たしている。まあ糸とか三桃のような生地あたりまではそうでございません。でしようが、柄物あたりになりますと最終仕上げの面が非常な影響ございまして、そのおくれを取り戻さなければ海外市場の競争に打ち勝つということはいかに商社がんばってみてもどうにもならない状態下に置かれているではないか、かように思います。そこでこういうやさきに政府の最終仕上げ部門に対する施策のあり方について、本委員会でも過去において相当論議が戦わされておるのでござりますが、ただいまの業界の状態としては足踏みしておつてもけつこうでありますから、私の心配は杞憂でございましようか、その点をお尋ねいたします。

なお染色等につきましてお話をがささいましたが、これはイギリスのマンチエスターから日本の染色がマンチエスター・ゲッズを模倣しておるといううとうな問題で、日英間に非常なトラブルが起きておりますことは先生も御承知だと思います。これは政府からも御懇意があり、またイギリスのマンチエスターの商工会議所からの苦情によりまして、GHQ当時から懇意によりまして私どもが自主的に小委員会なるものを設置いたしまして、これの対策を講じておりましたが、たまたま日英間に問題がうまく話し合いつきましたが、たまたま日英間センターなるものを大阪に設置いたしまして、そうして政府からも御援助はいただきておりますが、これは今まで業者みずからの方において、この意匠センターの運営をいたしておりますが、私はむしろこれは日英間におけるところの大きな通商航海条約の基礎概念からいきましても、いま少し政府御当局があるいはまた国会の御協賛を得まして、意匠センターの運営に力を入れていただくことが、私は今後の日英間の国際公法の円満なる運営に資するということを確信いたしております。

を盛んにするか、国内原料のないとき
にどうしていくかということになりま
すれば、今日の話題といたしまして、
米綿をアメリカから日本が輸入する、
これを紡機にかけて糸にして直ちにイ
ギリスへ出すあるいはインドへ出すと
いうようなことでは、工賃がかせげな
い。これをさらに織布にいたし、なお
織布をさらにさらにいたすあるいは
無地染めにいたすあるいはこれに柄を
置く、あるいはエバグレーズをかける
あるいは縮まらないところのサンフォ
ライズの最高級の加工を施しまして、
そのドルのかせぎで最高の加工質を伸
ばすことによって、日本の労働力とい
うものが、ここに消化されるのではないか
といふことを常に考えておる次第
でござります。この点におきまして
は、政府御当局、ことに織維御当局も
十二分に御認識を下さいまして、私ど
もの意見につき、また私どもの将来の
業界の指導に対する十二分なる御援助
をいただいておりまことにつきまし
て十二分に感謝をいたし、なお私ども
は業界をしてさように指導していくた
い、そして外貨獲得、貿易の振興に
尽したいと存じております。以上お答
え申し上げます。

が多いか少いのかの問題を論議するに当つては、どうしても輸出の見通しといふことが何より大切なことになるわけですがございますが、限られた員数——ほんほさじきにだれかを置いておいたといふお話をありましたが、限られた員数で限られた材料によって需給の見通しを立て、そうしてそこから設備が多いとか少いとかいうことを論すれば、別な論も出てくるのは当然でございます。

今日の輸出の状況でござりますが、第一番にアメリカ輸出はもうこれでストップして伸びないと考えるべきか。

第二には、インドネシアの貿易は、私は賠償の問題が解決をすれば、普通には伸びなくてもある程度伸びるものと、こう考えますが、これはいかがであります。

インド、パキスタンがいかに自家紡績が発達したといえども、なかなかの地における紡績や機場を私この目で実地に見て参つたわけでございますが、その体験からいきますと、高級品はどういできる機械ではなさそうでございまますし、また日本の今日置かれているところの技術水準にまで到達するには、ここ数年間ないしは十数年間を要するとの見て参りました。従つてここも委託加工その他のいわゆる政治的な方法、手段によれば輸出振興は可能であると考えますが、これは間違いでございましょうか。その他中共からもすでに引き合いかがたくさんきておりますが、これも皆様に作つていただきましまして繊維製品が高いからいけないのでございません、悪いからいけないのでじやない、ただ国際上の問題、政治的な人為的措置によって輸出が行われていない、これにすぎない。もし普通に満韓支が

許されるならば、紡毛に従事している
中小紡の方々はここで完全に息を吹きき
返すことができるることは、一時あの朝鮮へ毛布その他の毛製品が出たことを
もってみても明らかな事実でございま
す。これらも政府の輸出振興策い
んな、ないしは賠償の早期解決いかん等
等、いえば政治的な手の打ち方いかんによ
つては輸出は伸びるものと私は想
待をし、それを望んでいるものでござ
いますが、こういう考え方は間違いで
ございましょうか。この点を輸出に關
係していらつしやる綿布輸出組合の方
にお尋ねいたします。

○鈴木参考人 まずアメリカ輸出でござ
います、御承知のように本年度は
一億五千万ヤードに抑ええたということ
であります、昨年相当伸びました内
容を検討いたしますと、テクニックで
そのまま申し上げますが、これは御承
知と思いますが、ギンガムが相当伸び
たと同時にエイティ・スクエアとい
う、すなわち打ち込み縦横八十本とい
う非常に荒いもの、あるいはこれに類
する生地綿布、こういうものが日本の
非常に安いときに相当投げたという形
で商売ができた。ギンガムはスムーズ
に出ていったのであります、そういう
う生地綿布類が相当出たということに
よつて、ああいうふうな数字が得ら
れた。

〔小平(久)委員長代理退席、委員
長着席〕

本年の一億五千万ヤードは、あるい
ては達成困難ではなかろうかと実は存じ
ておりますが、これから夏秋に向い
ておるわけであります。本日までのと
ころは既約定品の積み出しで相当出た
のであります、これから夏秋に向い
ましてギンガムのシーズン等も終れ

ば、この生地綿布は、日本の相場が今までよりもして非常な高値を示現しておる状態でありますて、しかも先ほど来述べられたように、どんどん日本内地向きと申しますか、どこ向きともなく思惑されが行われたという現状におきましては、アメリカ輸出は本年はあるいは昨年より減るのではないかということを懸念しておるわけであります。

次にインドネシアでありまするが、これはむろんの通りに私は考へるわけであります。大蔵省さんはトレード・バランスを非常に御心配になり、これ以上あそこへ貸せばいざれ賠償に取られてしまいうだらう——これは意見の分れるところでありまするが、われわれはあいの消費物資で取られるならかまわないじゃないじゃないか、あるいは綿布で、これはキャンブリックと称するものが中心でありまするが、かりに一億ドル貸しができたといったところで、その頃料であるところの紡花その他は半分以下なのである。あとは労働力を売るわけである。だから消費物質でむしろ貸し越しにうんとしておけ、どうせ取られる賠償だからそういうもので取られただ方が得だ。これにかわって機械設備等を持っていかれたならば、日本の織維業界が永久に浮かばれることになる意見を持つておるのであります。これがなかなかいいられませんで、押えられまして、苦しいやりくりで今日の貿易をやっておるわけでありますので、たとえば正式に向うから輸入した特殊のものに対して、その金額ににらみ合せて輸出を許すというふうなことをやりますためになかなかスムーズ

であります。自然今回のこの法案におきまして、先ほど申し上げました
ように、毎年一年ずつレギュール直すことはぜひ必要だ。ことに五年の时限法である。十年先のことはどうい今から遠慮するわけにいきませんの。
そういうふうな大きなマーケットも控えておるということを前提として、私
がああいう意見を述べたわけであります
が、この法案の中に、具体的にはうたわれておりますが、自然その結論としまして、余った紡機等は、やはりスクランプにしてしまえとかなんとかいうことは慎しむべきである、やはり格納なり何なりしておきまして、物を生かすということが大切だ、これは機械屋さんからいわせれば、そんなものはスクランプにしてしまえ、新しいものは作ってやるとおっしゃるかもしれません、それは國家経済上許すべからざることだ、石田さんのお気には入らぬかと思いますが、そういうふうに私は申し上げたわけであります。

に進もうとしている。未開拓地が工業に進む場合には、必ず軽工業に飛びつくわけであります。が、繊維のこときは、一番飛びつきやすいものでございます。そこでかの地の国家代表の方がこちらに来られました折に、私はいつもこのことを尋ねておつたわけですが、ほとんどが、ぜひ日本の繊維技術がほしい、繊維の機械がほしいということを異口同音におっしゃっていらしたわけなんです。そこで今度賠償物資の中にこれを入れるということは、これは無謀でございましょうか。業界としてはいかようお考えでございましょうか。これは機械メーカーの方にお尋ねいたします。

はもは獲得得することに専念することになりますが、それだけ織維製品の販路は狭められるということも一面あるわけで、この点については十分私どもも懸念をしておるわけあります。ただそれ以外の国の輸出と申しますると、一昨年のいつたわけであります。去年から本年にかけては、インドは、第一次、第二次のライセンスは、これまた相当の制約を受けております。しかしこの印度に関しては、第三次のライセンスは今ここでストップしている現状であって、これ以上中へ入り込めるかどうか非常に懸念しているわけであります。また中共方面の引き合いもありましても、これは今の現状においては、この輸出が完全にいくとは実は考えておりません。従つて私どもは残されている賠償の関係の地域その他ずいぶんへんびな土地までも、引き合いは十分有効にこれをつかんで参りたいということだけは考えております。

ござります。従いまして、この価格が少々上ることは、別に輸出には差しつかえないかもしません。なお私の懸念いたしましたことは、レーバー・ダンピングとかなんとかいうことを盛んにいわれる。そこで工賃が高くなつたから米高になつたとか、材料が高くなつたので、それで米が高くなつたといいうならば説がわかりますが、ただいまの状況でござりますと、米高、しかも毛の業者はその他のコストの材料が高くなつたから米高になつたとか、ないしは加工業者を一そく苦しめることに相なると存じますが、一体この原因はどこにあるのか、どうしたらこれが解消できるのか、時間がないようでござりますので、要点をかいづまんで、一つ原さんか吉田さんにお願いいたします。

るな統制があるとはいはながらも、まだ日本の経済は自由経済、しかもこの現在の綿維製品の相場といふものは大体大阪三品の定期を基準としておるわけござります。ところが御承知のように、あれは一つの投機も行われていたるようなわけでございまして、これは天下公知のスペキリエーションなんですね。それにもあ私の想像からいきますと、非常に去年から悪かったのです。が、勧告操短なんかの結果によりまして、生産は比較的抑えられて、そこにいまして去年の暮れから輸出が割合伸びた、それがために現在においては、適品薄を来たしておるわけです。それでいわゆる三品におきまして、相当社が手持ちをつないでおつたのを、今それをはずしている。それで三品でイレが出ておるというような結果になつておると思うのです。しかし実際の最終価格が、先ほどどなたか知りませんが、東洋紡のダイヤシャツが二割から値上がりしたというような話もあつたのですが、実際にそんなに大きな値上がりはしないと思う。概略的に申しますと、日本には御承知のように、綿花というものはほとんど産していないにかかわらず、日本の綿製品は世界のどこの綿製品よりも安いのであります。現在上ったと言つておりまするけれども、まだ英米やその他の綿製品の値段よりはずっと安いわけございます。これはわれわれ綿業者が今までに、一これはわれわれだけじゃありません。紡績の労働者もあずかって力があると思うのであります、みんなが協力一致して、優良、安価ということに邁進してきた結果だらうと思いません。紡績の労働者もあずかって力があると思います。それで日本国民ほど世界じゅうで

安い綿製品を消費しておる国民はない
と私は断言していいと思うのでござい
ます。それで一時点をとらえますなら
ば、今は去年よりは非常に暴騰してお
りますが、まだこれは下るときもでき
てくる。それだったならば、大体どれ
くらいのうけたらしいかということと
が、私は問題になるとと思うのであります
が、これはなかなかむずかしい問題
でございまして、損しているときもあ
るかわりに、またもうけるときもある
る。だからわれわれは、こういうよう
にいいときに、今度は悪いときのこと
をよく警戒してやつておかないとこには、
また悪いときには非常に困る。お
天気がいいからどこまでもこの天気が
続くものだと思ってたら当然にならぬ
ので、やがて雨が降つたり、暴風雨が
来て非常に困らなくちゃならぬ。私が
最後に申し上げましたように、日本の
経済はまだ平常化していない、底が非常
に浅いから、こういうような立法措置
によって繊維設備なんかができる限
り妥当な計画性を持たせて、そうして
これを安定せしむるというのが今度の
立法措置だ、私はそういうふうに考え
ております。そういう点からもよく御
考慮願つて、本案をできるだけ早くわ
れわれとしては通していただきたい、
そういうふうに考えております。

相なりまして、せっかく輸出すべきものが内地へやみで売られてしまつたとか、港までせつかく行つたものが内地へ逆戻りしてやみ売りされたというような例を見るわけでございます。そこで綿がなぜ安くて、毛がなぜ高いかといたしてみると、そこに大よそ設備という言葉が出てきそうです。従つて設備を制限して設備が足りないときは、これは当然のことながら、内地高を来たす原因になるということは、過去の経済の歴史が物語つているようでございます。

そこで私は最後に一つ、二十九条の点について特に承わっておきたいのでございます。特に機械産業に関連なさる方々が口をそろえて反対していらっしゃる理由は、ゆえなきにあらずと思うのでございまして、二十九条の発動は、前にタオル織機の同じ二十九条がございましたが、この折には十二軒の機械屋のうちで、十軒倒れて二軒だけが残つたようでございます。この間の二十九条のときにもいろいろ審議がありましたが、そんな心配は杞憂にすぎないということでございましたけれども、案の定首切り、質下げのみならず、倒産が起きて参りました。私の郷里でも燃機を作つてゐる会社はぶつ倒れていきました。ここにいらつしやる石田さんのところも、やむなくかわいい弟子を切られました。豊和さんも、大阪機工も、オー・エムさんも、みんな一緒に切つていかれたわけでございました。それに対して重工業局長は、今あるそこにおりますけれども、どういう手を打たれたかということです。悲しい現実でございます。こういう過去の苦

い体験からして、織機でさえもそうだが、紡機をやられたら大へんなことになると被害者が考えるのは、これは原爆をこうむった国民が二度と再び原爆はごめんだと言うのと相似たものがございまして、これは無理からぬことだと思います。その痛手がまだなまなましく残っている。残つてゐる証拠は、二十九条の折に何とか機場の設備改善をしてやろうというので用意されたところのあの補助金そのものが、まだ全部配られていない。そろでしよう。食えないと。機場は病人なんだから、ごちらうを作つて持つて行つても、機場はよう食わない。機場は注射してやらなければだめだ。そこまでの親切が行われていない。従つて機場の設備が改善されるんだろうということを唯一のたよにやつたところが、一台も買つてもらえない。内地で買つてもらえないから、そこへ外国のバイヤーかエージェントがつけ込んできて、買手はわれらだけだということになつて、たたかれただかれ、何も好きこのんで安売りする人は一人もない。ところがやむなく三割も織機は値下げをさせられた。そこで私が思いますのに、一体二十九条を行なつてどういう効果があつたかといふことは、労働者にしわ寄せされただかと見ると、どうもないようですから、あつたら一つここでお教えます。何ぞよいことが、よい芽が吹いたかと見ると、どうもないようですから、あつたら一体どういう効果が九条を行なつたら一体どういう効果が

あつたか。それからもう一つ、今度この法案がかりに通過して実行に移った場合に、どういう効果があるかということです。犠牲のことはだいぶ先ほど来聞きましたが、どういう効果があると思います。しかしそうすると、これは道徳が破壊されてくるもとになる。密告制度がなければちょっと期待はすれになるということを私は懸念する。なぜならば、すでに先ほど来お話をにも出ましたが、毛糸の確認をいたします折に、あれはたしか二十九年でしたか、私はこの委員会でやつたんです。そんなことやつたてあかんちゅうて、ところが四月に指令が出され、その年の十一月になつてどういう結果が生じたか。四月に百十五万錛であつたものが、十一月末になつて二百五万錛にふえちゃつた。どうしてこんなにふえたんだろうと調べたところが、麻紡や綿紡が転換しておつた。なぜかならば、それは外貨割当がもらえるからだ。自分のところだけはふやしねしたい。二十九条のときに同じことが行われた。かけ込み増産、一体どこを制限するんですか。安梅さんに私はお尋ねした。あなたのところ、ほんとに制限するつもりでございますか。そんなこと聞くやつがあるかとしかられた。このたびはまたそななんです。設備が多過ぎるから減らしましょうといふら、みんな減らしたらいい。ところが注文が殺到しておる、一体どこが減つたか。設備が多い多いというのも、やっぱりおのれの会社の設備でなくして、よその会社の設備が多いということなんです。(笑声)おのれのところだ

けはふやしたい、これが現実なんですね。先ほど操短をやつてどんな効果があつたかと言つたら、労働組合のものが帰休制度をとられたり、首を切られたり、新紡と新々紡と十大紡の対比のおかけでここにアンバランスが起きて、いろいろトラブルが起きただけなんです。どうなつたか、果して生産は減つたか、過剰生産だからというので過剰生産を減らしたかというと、何のことではない、スピンドルがきりきりと回つて夜寝なしに動いている、一交代が二交代、二交代が三交代になつただけで、生産はどんどん伸びてきた、こういうことです。人間欲がある以上は、どんなことをやつたって制限のしようがないのですよ。そこで、もしほんとうに効果を上げようということであれば、これは密告制度何かをやればいい。それでもなかつたら、原さんのおっしゃった通り、必ず正直者がばかを見て、もぐりをやるやつが得をしてしまう、こういう結果を生じてくると思う。そして先ほど来國家権力によるとか、法律によつてやつてもらわなければいけぬというお話をございましたが、これは業界の方々が自主的におやりにならないと、最後に、せつからく持つていた自分の商売の選択権を戦時統制時代と同じように、それ、そこに見える官僚さんにしみ込んで体験されたはずなんです。官僚統制はいやだとおっしゃるそしもあらずでございます。従つて本法案は慎重に審議して、将来に悔いを残

○原参考人 どうも私はきょうは通産大臣みたようなことを聞かれまして、なかなかむずかしい問題であります。まあ私は加藤先生と同じようにほんとうに自由主義者なんです。あなたの方の政策は社会主義かもしませんが、そういう自由主義者というのには、私は官僚統制は大体きらいなんですね。そういう点は、あなたと私は意見が一致しておると思うのですが、それで私も終戦後いろいろな織維なんかの統制を極力はずしてもらいたいということを急先鋒になつて主張してきた一人であります。それでやつてきたのです。そして大体そのことが実現しまして、日本の織維もずんずん復元してきたのです。また輸出も伸び出してきた。そして御承知のように、綿製品は終戦直後においては日本の輸出の大体五割くらいを占めておつた、現在においても約三割八分くらいは織維全体で輸出をしておる、こういう大きな産業で輸出に依存しているわけなんです。ところが海外の情勢が戦前と現在は全然違ってきておるわけです。と申しますのは、海外諸国においても貿易管理をやっておる、それから為替管理をやっておる。そして安くいい品は必ずしも売れない。だから戦前におきま

しては、日本綿製品は安くてよかつた、たまには悪いやつもあつたかも知れませんが、大体安くてよかつたからどんどん輸出がふえていって、二十六億というような輸出を見たのであります。ところがだんだんと日本の輸出も伸びてきまして、十億以上突破してきましたと、今度は第一に英國が黙つておらないということになつて、結局英國が主唱して日本でアメリカそれから日本との三國綿業会談をやつた。さらに今度は一九五二年には英國のバックストンで世界綿業会談というものをやつて、そのときに最終的にこういうことをわれわれとしては申し合せをしたわけです。世界の綿製品の貿易は現在程度、そのときは約五十八億ヤールくらいに出ていたと思いますが、現在程度においてそうふえないだらうと思う、だから今後の綿紡績の増設についてはお互いが慎重な考慮をする必要があるだろう、どんどん紡機がふえておるわけですが、それがどうも先ほどどなたか知りませんが、参考人の方で十大紡がもう独占をねらつておるのではないか、こういうようなお話をされておつたようですが、これは事実と全く反対でございまして、最近紡機のどんどんふえておるのは、いわゆる十大紡ではあります。紡は日本対英國みたよくな、いわゆるむしろ紡績企業から申しますと、中小企業に属しておる者の方がどんどんおふやしになつておつて、むしろ十大紡は日本対英國みたよくな、いわゆるマンチエスターの立場に十大紡が立つておるというような状態になつておる

要するに日本だけ安くいい製品を作ればどんどん売れるかというと売れない。外国でもやはり一種の統制をやつておる。そうすると結局安くいい製品を作つても買うてもらえないから何にもならないわけですから、やはり買うてもらうためには海外と協調して起つて、安価輸出が起つて、それで海外から袋だきにあう、そうすると日本の輸出が縮まる、輸出が縮まると紡績業者も弱つてくる、関連産業も弱つてくる、そうして日本の経済は衰微するということになるから、どうしてもこの際安定した織維産業の発達をはかるためにはこういう一つの交通規則を作つて、そうしてそれによつてみながやる。それでこういう法律ができたからといって私は違反者が一人もないということは毛頭思つておりませんが、しかしそこに一つの交通道徳と申しますか、交通規則ができたらやはり十人のうち八人が守るということになるから、そこで一つの基準ができる、外国もそれで納得するということになつておりますし、英國でも米国でも――私が法規といふものに対しても海外では非常に注目して見ておるようなわけありますから、日本の国際的信用を高める上からでもやはりこういうような一つの規則を作つていただいて、それによって今後行動するということが日本ではないか、そういうふうに信じておるわけであります。

○加藤(清)委員 だんだん御意見を承りましたが、この法案については、法案そのものにも不備があるし、それからまた業界も非常に複雑多岐であるということがよくわかりました。そこで業界とされても、企業そのものもある程度の改革処置をしなければならないだろう、業界全体としてもそれぞれ改良すべき要素を持つていらっしゃる。またこれに対する政府の施策そのものの改正も考えられるわけでございますが、いずれにいたしましても、これを短兵急に行えれば、必ずその正しきを得ないということだけは業界の複雑性によつてよくわかりました。

○神田委員長 次は多賀谷眞穂君。
○多賀谷委員 実は織維の問題につきましても、現在法律でこういった織維工業の設備に懲罰を与えるような法律案が出ていたるやさきに、あるいは織維の業界の中でも、果して法律を作る必要があるかどうかという疑問も若干あります。あるいはまたそういう法律ができることによって八十万鍾からの設備がらしに増加を見た、こういう業界の対しても、それほどの法律をしてやる必要があるか、そういう気持すらある。これは一般消費者との関連において……。しかし加藤さんからも質問がありましたので、本日はそれ以上参考の方に質問をするのは無理かと思いますからやめますが、一つ労働問題だけを質問してみたいと思います。

におきましては先ほど人員で申し上げまして四千から四千五百、それに家族がある、こういうことを申しましたが、もしこれがはつきりいたしますて、豊田自動織機さんがいろいろな新鋸機などを紡績業者に売られるということになりますればいいのであります。ですが、やらないことにおきましては一年くらいの間に、われわれの方で先般の二十七年の経験からいたしますと、市民税におきましてもまた一般商社と申しますか、そういう商業者の収入あるいは下請工場、これが一番参りまして、四十八軒ございますがそれの半分くらいはやめなければならない、こういうことになると思います。そういうことになるとわれわれの方の市の収入におきまして——今刈谷市の予算は三億四千万円ばかりでございます。しかして実際入ります収入というものは固定資産税が一億、市民税が五千万ないし六千万であろうと思つておりますが、その市民税の方でまず一千万ないし二千万くらい減る。そこで市としてはますます困難になつてくる町の薬榮が期待できないということになつてくる。私は一年間に何千万円というような損害を刈谷市は受けるのじやないか、かよう考へておきます。はつきりした調査資料を持つて参りませんでないので、これで御了承願いたいと思ひます。

たい。

○井上参考人 われわれの考え方とい
たしましては、この法案がもしも施行
される場合におきましては、われわれ
の組織下にあるところの労働者にとつ
てはあまり問題がないように考えてお
ります。しかしながらこれがやはり次
次と今後行われてくる可能性というも
のも十分考えておりますので、この点
に対する万全の措置は考えております
が、現在のところはそのように考
えております。

○多賀谷委員 それはどういう意味な
んですか。組織下の従業員については
あまり影響がないというのは……。あな
たの方の組織は比較的大企業の労働者
を主としておられるから、比較的ないと
いう意味なのか、それとも現在政府が
考えておる方針でいっても、実際は労
働者の方が移動が激しくて、比較的い
わば労働者に弾力性があつて、実際出
血を見るということは比較的少い、こ
ういうような意味なのであるか。ちょつ
とわかりにくかったのでお聞かせ願い
たい。

○井上参考人 補足いたしますと、私

らが考えておりますのは、大体織維の
場合は御存じのように自然減耗率がご
ざいます。でありますから、大体現実
に全縫紉下の組織を作つて、いる組合の
場合におきましては、その線に沿つた
整理といふものが一応予測されたとし
ましても、それ以上のものは一応組織
を持つてはね返す自信がありますの
で、そういう意味でもって、未組織
の、金縫の傘下に入つていい組合が
苦しいのではないかというふうに考
ております。

○多賀谷委員 では、メークーの方の

組合の方にお尋ねいたしたいのです
が、この法案が成立されたといたしま
すと、どの程度の打撃があるのか、こ
の点をまずお聞かせ願いたい。
それからさらに、失業者が出るとい
てはあまり問題がないように考
えておりますと、私よく事情を知らないの
ですが、これは地域的、集団的に出る
のですか。たとえば機械メーカーとい
うのは比較的同じ地域に集団的にある
か、こういう点を一つお聞かせ願い
たい。

○石垣参考人 先ほどもちょっとお語
りしましたように、直接この紡績を
製造しておるのは、現在では、下請の
労働者も含めまして二十万くらいはあ
る。そこで二十九条の織機の例から参
りますと、とりあえず私どもは、半年
以内に一年はゼロにひとしい数字で、
ほとんど注文はないだろう。織機のと
きにそぞうふうでありますので、
おそらくそぞういう状態にならざるを得
ないだろう、こう想像いたしますと、
少くともその二十万のうちの八割くら
いは、これは完全に失業をする、こう
いふふうな見通しを立てておるわけで
ございます。

○今崎参考人 日本の織維産業の発展
の経緯と、機械産業が今日まで発展し
て参りました経緯を考え合せてみます
ときには、機械産業の方は織維産業の從
属的な形で発展をいたして参ったので
あります。そういう関係におきまし
て、現状におきましても、織維産業の
政策によりまして非常に変動の激しい
産業であるわけであります。紡績関係
の方はかなりの戦災を受けて参ったの
であります。もちろんのことく立ち上
りを見合せていますし、私たちの考え方
からいたしますと、かなり資本の蓄積
もなされて参つておるよう見聞する
わけです。これに反しまして、機械産
業の方は事あるたんびに企業縮小をす
るか、さもなくば別の形で合理化をは
かりつつ、辛うじて今日に及んでお
る。今石垣参考人が申しましたように、
この法律の施行と同時に——ここ近年
は内需に関する限りほとんど期待がで
きない、かような状態になるわけで、

失業者を出さないという形で、この法
案とあわせて、機械産業に対する助成
が、この法案が成立されたといたしま
すと、どの程度の打撃があるのか、こ
の点をまずお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 最後に一点だけお尋ね
の独立立法を立てていただきたいと申
いたしますが、先ほどやはり機械メー
カーカーの労働組合の方からこの法律と並
行的に織維機械の何といいますか、促
進法というようなものを出してもらい
たい、それが出されるべきが至当であ
る、こういう発言がありましたが、も
しそういう法律を出すとすると、大体
どういうような内容のものであれば、
機械メーカーとしてはこの法律と並行
して出されても救済できるのか、これ
をお聞かせ願いたい。

○神田委員長 この際、参考人各位に
一言ございさつを申し上げます。本日
は、御用申中のところ長時間にわた
り、本案審査のため貴重な御意見の御
開陳をいただき、厚く御礼を申し上げ
ます。どうも大へんありがとうございました。

○神田委員長 本日はこの程度にとどめます。次会
は明九日午前十時より開会いたし
ます。

午後四時五十八分散会
これまでに至ります間ににおいても、機
械関係の方はほとんどの工場が戦災を
免れて参つたのであります。紡績関係
の方はかなりの戦災を受けて参つたの
であります。もちろんのことく立ち上
りを見合せていますし、私たちの考え方
からいたしますと、かなり資本の蓄積
もなされて参つておるよう見聞する
わけです。これに反しまして、機械産
業の方は事あるたんびに企業縮小をす
るか、さもなくば別の形で合理化をは
かりつつ、辛うじて今日に及んでお
る。今石垣参考人が申しましたように、
この法律の施行と同時に——ここ近年
は内需に関する限りほとんど期待がで
きない、かのような状態になるわけで、

昭和三十一年五月十二日印刷

昭和三十一年五月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局